

米国国務省文献

2007 年度国別人権の実施報告

民主主義、人権と労働事務局公表 2008 年 3 月 11 日発行

コロンビア

コロンビアは立憲多党民主主義国家で、人口はおよそ 44,800,000 人である。2006 年 5 月に（自由党系の新政党から）独立政党のアルバロ・ウリベ大統領が概して自由で公正な選挙によって再選された。政府とテロ組織、特に「コロンビア革命軍 (FARC)」と「民族解放戦線 (ELN)」との間に 43 年間に渡る軍事内紛がつづいている。ほとんどの場合には、文官当局が治安部隊の効果的な規制をしているが、時には隊員の中には国策に違反した行動をとる者も存在した。

まだ深刻な問題を残していたが、政府の人権尊重の政策は、公正と平和の法律実行の進歩により、継続して改善されていった。その年（2007 年）に報告された社会問題と政府の人権侵害の明細は次の通りである。それは、不法で司法管轄外の殺害、強制失踪、組織の解散を拒否している新規の不法グループや民兵組織との反抗的な軍部の協力、抑留者の拷問や虐待、超満員で安全でない刑務所、独断的な逮捕、多数の未決囚、一部の未決囚と受刑者の同房の収容、刑事免責、脅迫に基づく不手際な裁判、ジャーナリストへの嫌がらせと脅迫、強制退去者の受け入れ先の非衛生的な環境、しかも医療、教育又は雇用への限られた利用、不正行為、人権グループに対する嫌がらせ、強姦を含む女性への暴力、子供虐待と子供売春、性的搾取の目的での女性と子供の人身売買、女性、先住民族や少数民族に対する社会的差別及び不法な子供労働である。

FARC と ELN は次の様な人権侵害を犯している。それは、政治的殺害、非番の公共治安部隊と地方公務員のメンバーの殺害、誘拐と強制失踪、集団の強制退去、判事、検事と証人の買収と恐喝、市民のプライバシー権利の侵害、移動の自由の制約、子供兵士の広範囲の徴用、人権活動家に対する攻撃、及び教師と労働組合員に対する嫌がらせ、脅迫と殺害である。

そして新規参入の不法グループも数多くの人権侵害を行っている。2006 年 8 月に「コロンビア自警軍連合 (AUC)」が連合として最終的に解散したが、しかし解散に同意しない AUC のメンバーと解散はしたが平和交渉を放棄した AUC のメンバー及び他の犯罪グループは治安部隊の攻撃の目標として残った（政府がこの新規の不法グループを新しい犯罪グループとして表現したが、その構成は暴力行為に復帰した解散した民兵組織メンバー、解散に応じなかった民兵組織メンバー、普通の犯罪人及び主として犯罪活動に関与した麻薬密売人である。この新しいグループは、元 AUC の組織力、領域と軍事力が欠乏しており、そして FARC 又は ELN と戦うよりは、むしろ麻薬密売と恐喝に主な焦点を合わせた。このような状況では、侵害事件の

責任の所在を定めることはほとんどの場合困難であった)。AUC の解散によって、殺人や他の人権侵害の事件は減少したが、しかし、解散に同意しなかった民兵組織のメンバーとこの新しい犯罪グループとは、政治的殺害と誘拐、肉体的な暴力、強制退去、判事、検事及び証人の買収と脅迫、市民のプライバシーの権利の侵害、行動の自由の制約、子供兵士の徴用と行使、人権活動家、ジャーナリスト、教師と労働組合幹部に対する嫌がらせ、脅迫と殺害を含む数多くの不法な行動とそれに付随する侵害を続けて犯していた。

人権と安全保障の状況を改善しようとする政府の努力は明らかに実証できる結果を示した。政府の統計によれば、その年(2007 年)には殺戮が 34%、誘拐が 29%減少した。公正と平和の法律の処理によって、3,000 件以上の事件の解明をもたらし、それによって 1,009 か所の集団墓地に埋められていた 1,196 名の遺体の掘り起こしが可能となった。政治家と民兵組織グループとの結びつきについての最高裁判所と検察当局の調査により、年度の終わりでは、関係した国会議員が 52 名、県知事が 11 名と市町村長が 19 名獄中に繋がれた。

人権の尊重

第 1 部 人格の品位の尊重、下記事項からの自由を含む

a. 政治的や他の司法管轄外の殺人

政治的及び不法な殺人は非常に重大な問題として残されている。そして定期的なレポートでは、治安部隊は、軍事内紛の際に司法管轄外の殺人をしている(第 1 部 g 参照)。

FARC と ELN に代表されるゲリラは、不法な殺害を犯している(第 1 部 g 参照)。

解散を拒否した民兵組織のメンバーと新しい不法グループとは、主としてゲリラと係争中や強力な政府の存在が欠如している地域で、数多くの政治的且つ不法な殺害を行っている(第 1 部 g 参照)。

地方の人権非政府組織(NGO)である「イエズス会調査教育センター(CINEP)」は、2006 年の同期に報告された数字より 77 件多い、2007 年の最初の 6 か月間で、各関係グループによる少なくとも 238 件の政治的と不法な殺人が行われたと発表した。一部の NGO 団体、例えば CINEP は、この新しい不法なグループは民兵組織の活動を受け継いでいるものと認識し、これらのグループの起こしている人権侵害事件を直接政府へ報告している。彼らはまた、これらのグループによる殺害を「不法な殺人」の定義の中に含んでいた。

政府推進の「人権に対する大統領プログラム」によれば、2007 年の最初の 7 か月間に、不法な武装グループによる 15 件の殺戮（政府の定義では 4 名又はそれ以上の殺人）で 65 名が死亡した。これは 2006 年同期から 44%の減少であった（第 1 部 g 参照）。

志願兵、下士官と上級幹部を含む政府の治安部隊の一部のメンバーは、大統領と軍の上層部からの命令に違反して、新しい不法グループ又は解体に同意しなかった民兵組織のメンバーの活動に協力したり、あるいは、容認したりした。その様な協力によって不法な殺害を手助けしたり、直接民兵組織の残虐行為に加担した可能性がある。

一部のレポートによれば、例えばアンティオキア県の東部、チョコ県、メタ県とナリーニョ県のような特定の地域では、地方の軍幹部と解体を拒んだ民兵組織又は新しい不法グループとの間に計画的な不可侵条約が存在し、更に治安部隊のメンバーは犯罪グループを援助したり、あるいは援助を受けたりしていると指摘している。この様な軍関係者が処罰を受けないことは問題として残っている。

軍関係者に関する事件の処理については、文官の裁判所では若干の進展が見られた。しかし、解体を拒んだ民兵組織のメンバー及び新しい不法グループと協力した軍関係者が処罰を受けないことは残っている問題である。

5 月 11 日と 7 月 4 日に、「アメリカ大陸間人権裁判所」は、軍部と民兵組織との共謀に関する 2 つの事件に判決を下した。政府はこの両方の事件の判決に対してその内容に従うことに同意した。

法律の規則に従って、軍部又は文官当局は治安部隊による殺害事件の調査を行った。文官の裁判所は、人権侵害で告発された軍関係者の多くの事件の審理に当たった。過去の殺害事件の調査はゆっくりではあるが進展した。軍関係者に対する注目を集めている裁判においても特筆すべき有罪判決が出され、その中にはサント・ドミンゴ事件(1998 年)、ラ・ガバラの殺戮事件(1999 年)とアラウカ事件(2004 年)がある。

政府関係団体及び非政府系団体の両方ともが地雷を使用した。予備的なレポートによれば、2007 年では、主として FARC と ELN が使用した地雷により 187 名の死者と 687 名の傷害者が出た（第 1 部 g 参照）。政府としては、治安の状況によって、残る 29 か所の政府管轄の地雷原を廃絶するとの約束を表明した。

b. 失踪

多くの場合は政治的な理由からであるが、強制失踪は引き続き発生した。CINEP の発表では、2007 年の最初の 6 か月間に起きた強制失踪の被害者は 31 名で、2006 年の同時期の 73 名と比較して 58%の減少であった。

身代金と政治的な理由の両方の要素で起きている誘拐については、その件数は減少を辿ってはいるが、それでも重大な問題である。「人権に関する大統領プログラム」によれば、2006 年の同時期での件数が 476 件であるのと比較して、2007 年の最初の 8 か月間に起きた誘拐は 289 件であった。政府系の「全国人身の自由擁護基金(Fondolibertad)」のレポートでは、恐喝のための誘拐は、2007 年の最初の 9 か月間で 393 件発生した。

GAULA(誘拐と恐喝に対抗して軍部と警察が統一して結成した人身保護の統一行動グループ)と治安部隊の他の部署により 2007 年の最初の 8 か月間で 194 名の人質を解放された。しかし、GAULA の発表では、2007 年の最初の 9 か月間では少なくとも 18 名の誘拐された被害者が監禁中に死亡した。これと比較して 2006 年の 1 年間ではその死亡数は 20 名であった。

FARC、ELN 及び新しい不法グループは引き続き誘拐を行っていた。6 月 18 日に発生したバジェ・デル・カウカ県の 11 名の各部の議員事件を含んで、ゲリラが誘拐した被害者を殺害しているとの数多くの報告がもたらされた。

c. 拷問や他の残酷で冷酷な品位を落とす取扱い又は懲罰

法律では禁止されているが、警察、軍部と刑務所護衛官は時には抑留者を虐待したり拷問を加えたりしているとの報告があった。拷問を加えた事件で告発された軍部と警察のメンバーは、軍事裁判所よりも、むしろ文官の裁判所で審理を受けることが多かった。CINEP の主張では、6 月現在で政府治安部隊は 74 件の拷問事件に関与しており、2006 年の最初の 6 か月間と比較すると 46%の増加であった。更に CINEP の報告では、2007 年の最初の 6 か月間で陸軍の部隊による拷問の被害者は 66 名であった。6 月 27 日にトリマ県で起きた 27 名の兵士に加えられた拷問に関与したとして当局は 3 名の陸軍将校を拘束した。

2 月 9 日に、陸軍部隊と地方の警察は、カウカ県トリビオにて、先住民族のナサ・ジミ・ピアディミル・アスクを独断的に拘束し、そして虐待を加えたと言われている。彼は地方の警察署で拘留され、地方の民兵組織のメンバーではないかとして責められ、殴打され、そして釈放に先んじて虐待を受けなかったとの供述書に強制されて署名をさせられた。検察当局からこの件の調査が指示されたが、年末ではまだ開始されていなかった。

3 月 11 日に、サントandel県バランカベルメハにて、国家警察は「全国労働者共同組合(USO)」

の地区組合幹部アリエル・コルソ・ディアスと USO の地区弁護士のフレディー・イダルゴを拘束し、そして拷問を加えたと言われている。年末では検察当局はこの事件の調査を未だ開始していなかった。

CINEP の報告によると、6 月 25 日に、バジェ・デル・カウカ県のツルア市にて、陸軍第 3 大隊の隊員によって、農民のビビアナ・エルミニア・モスケラ、マリア・ユージェニア・モスケラ、ファイレ・グラナダ及びゲルソン・ランディノ・スアレスを拘束し、性的虐待を加え、そして財産を略奪したと言われている。検察当局はこの事件の調査を開始しなかった。

CINEP の報告では、6 月現在、少なくとも 28 件の拷問事件に関して、解体された民兵組織の元メンバーの責任とされた。例えば、4 月 12 日に、カルダス県ラ・ロラドにて、解体された AUC 民兵組織の元メンバーは、農民のウリエル・エナオを拷問の上殺害したと言われている。

刑務所と収容センターの状態

新しい設備を除いて、刑務所の状態は、特に外部のかなりの援助を受けていない受刑者にとっては惨めであった。「国立刑務所協会 (INPEC)」が全国の 141 か所の刑務所を運営しており、そして自治体運営の拘置所を点検する責任がある。

超満員、安全性の不足、不正行為と不十分な予算が刑務所システムにとって重大な問題として残されている。9 月現在、52,600 名以下の収容設備に対して 62,600 名以上の囚人が収容されている。11 か所の刑務所では過密率が 66%を越えている。INPEC の 8,881 名の刑務所護衛官と管理職員の訓練の程度は低い状態であった。NGO 団体である「政治犯団結委員会 (CSPP)」は、刑務所護衛官に対する訓練の改良、管理の強化、そして責任分担の増加によって刑務所内の不正行為が継続して減少していると指摘した。

予算の抑制が刑務所の状態に悪い影響を与えている。総括監察官事務所のコンビタ刑務所に対する 10 月の報告によれば、飲料水の不足と昆虫やネズミのまん延のような健康基準の違反が発見されている。INPEC は囚人 1 名当り 1 日の食費として 2.23 米ドル (4,459 ペソ) 計上している。多くの囚人に対して、個人からの食事の補助が続けられている。CSPP の報告では刑務所収容の病人 315 名に対して医師の数は 1 名である。

INPEC の報告では、1 月 1 日から 7 月 31 日迄の期間に、喧嘩や暴動による囚人の事故死が 7 件発生した。1 月から 7 月迄の間、各所の刑務所で 11 件の暴動事件が記録された。一部の刑務所護衛官が日常的に過度の力を用い、そして囚人を残酷に取り扱っているとの主張について検察当局はその調査を続けている。最高司法会議によれば、2007 年は、刑務所護衛官が過

度の力を使用したとの審判は全く無かった。

未決の抑留者は受刑者と同じ房に収容された。未成年者は成人とは別個に収容された。ただし一部の場合、女性の囚人の未成年の子供は、母親と共に収容されることが許された。

政府は、国内や国際人権グループによる刑務所の状態の独自の監視を許可し、2007年に各グループによる監視が開始された。FARCとELNは、人質として捕獲している警察官と軍人への「国際赤十字委員会(ICRC)」のアクセスを引き続き拒絶した。

d. 独断的な逮捕又は監禁

独断的な逮捕と監禁は法律で禁止されているが、当局が市民を独断的に監禁しているとの申し立てが幾つかあった。

警察と保安機構の職務

国家警察は、国内の法執行機関としての責任があり、国防省の管轄下に置かれている。法執行の任務は「行政セキュリティー部門(DAS)」と「検察当局の技術検査員部門」の両方で共有される。陸軍も国内の法執行と秩序の維持に関して限定された責任を共有している。例えば、犯罪捜査官が証拠収集のために、激しい戦闘地又は到達が難しい目的地に行く場合に、軍部隊がその後方支援と安全確保を提供する場合もあった。また陸軍は、国家警察が特に地方の自治体の周辺を確保する必要が生じた時に、その安全確保を提供した。陸軍は又随時に刑務所の警備に支援を与えた。2007年に、検察当局の人権部門では、人権侵害又は民兵組織との協力の嫌で陸軍部隊の50名の兵士に対して保安処分を行った。しかし、刑事免責(罪を犯しても処罰を受けないこと)に関しての一般の訴えが広範囲に及んでいる。刑事免責となってしまう理由としては、一部の場合では、司法妨害と調査のための情報資源の欠如、証人や調査員に対する保護処置、及び政府機関の間の調整が上げられる。2007年に、国防省は軍部の59名の将校と223名の下士官を職務から解任した。その解任の理由は不手際と不正行為、汚職と人権の侵害の可能性の疑惑であった。

逮捕と勾留

警察は、検察官が相当な根拠に基づいて発行する逮捕状によって容疑者を逮捕する。しかし、犯罪の現行犯又は犯罪現場からの逃亡犯の犯人逮捕には逮捕状は不要である。軍部隊の兵士は、戦闘中に捕らえた不法武装グループのメンバーの拘束はできても、その逮捕状の発行の権限はなかった。しかし、軍部隊と行動を伴にする検察当局の技術検査員は、逮捕状の発行

を許可されていた。

法律に定めがあり、法執行機関は容疑者を逮捕した場合には直ちにその理由の説明を行い、そして勾留後 36 時間以内に容疑者を上席検事まで連行することが要求されている。検事は 72 時間以内に容疑者勾留の適法性を裁定する必要がある。これらの決定は実際面で実施された。ほとんどの犯罪の事件では、勾留から訴状の提出まで 180 日を超えることは出来ず、180 日を超えて訴状の提出がなければ容疑者は釈放される。殺人、テロ行為又は反乱行為の様な特に深刻と思われる犯罪の事件では、当局は勾留から告訴まで 360 日の勾留期間が認められており、360 日を超えて告発がなければ容疑者は釈放される。申し立てられた独断的な勾留の事件に取り組むために人身保護請求が使用可能である。

2007 年に 19 の県で適用された新刑事訴訟法は残りの 11 の県で 2008 年 1 月 1 日から発効される予定であった。この新法では、勾留の正当性を決定するために容疑者は勾留から 36 時間以内に判事まで連行されなければならない。事件の告発は当初の勾留から 30 日以内、裁判の開始は当初の勾留から 90 日以内と定められている。この新法の発効より以前に起こされた犯罪に関しては、その以前の法に基づいて裁かれる。

軽い犯罪で告発されている個人は保釈の可能性はあるが、例えば殺人、反乱又は麻薬密売のような重大犯罪に関しては、保釈は一般に許可されない。勾留者は自ら好む弁護士との即座のアクセスの権利を有し、貧しい勾留者には「人権オンブズマン事務所」から国選弁護士が派遣される。

複数の有名な人権 NGO 団体から寄せられた苦情によれば、政府が独断的に、特に社会運動のリーダー、労働活動家と人権擁護者を含む数百人もの者を勾留している。CINEP のレポートによれば、治安部隊は、2006 年の同時期の 223 名と比較して、2007 年の最初の 6 か月間に 187 名の独断的な勾留を行った、とのことである。多くの勾留は、軍部が反政府軍と積極的な戦闘を交えた対立点の多い地域（特にアラウカ県、セサル県、メタ県とプトウマヨ県）で行われた。例えば、CINEP は下記のようにレポートした。

1 月 6 日、ボリーバル県のサンタ・ローサ・デル・サールにて第 5 旅団のヌエバ・グラナダ大隊の兵士がミナ・パライソでルイス・アルベルト・ロペスを独断的に勾留した。

2 月 15 日、サンタンデル県レブルハの自治体にて国家警察が民間人を伴って、「人権擁護常任委員会」サンタンデル地区事務所のマリア・カルドナ・メヒア、ウウィルソン・フェレル・ジマス、カルメン・テレサ・パルマロサ・ブルジェス及びヘファソン・オルランド・コレドールを人権擁護の行進から戻るところを独断的に勾留した。

4月12日、アラウカ県のアラウキタにて第5移動旅団の部隊の兵士は、3名の農民、ホセ・アベララド・サンチェス、エレナ・ゴメス、フランシスコ・アントニオ・ゴメスと12歳のアイナ・アンドレ・サンチェス・ゴメスを独断的に勾留し、そして軍用ヘリコプターで搬送した。

政府側と有名な地方のNGO団体との間で「独断的勾留」の定義について、しばしばお互いの意見が合わなかった。政府側は法律上の手続きに基づく勾留であると主張したが、NGO側は「独断的勾留」を定義する際に他の基準を適用した。それは密告者の情報に基づいてゲリラ活動に関係している人を逮捕した場合、法的な命令無しの治安部隊のメンバーによる逮捕、行政当局に基づく逮捕、軍事作戦中の逮捕、大規模な逮捕及び「基本的な権利を行使」している間の人の逮捕である。

刑務所が超満員のため、受刑者は一部の場合には、刑務所に移管される前に最大7か月間、警察署で留置された。しかし、新刑事訴訟法では、個人が釈放まで警察署で最大36時間の勾留を受けるか、あるいはもっと長期に収容できる施設への移管を要する。

INPECによれば、8月に、8名の未決囚と113名の受刑者が警察署で留置されており、警察署はしばしば超過密であった。多くの地方の軍部司令官と拘置所の管理者が強制勾留の記録の保持や届出制度を実行しないために、全ての勾留者の実態の調査を困難にしている。大量の勾留者数、予算の抑制及び職員数の不足が原因で裁判の遅れが生じている。

e. 公正な公開裁判の否定

法律は独立した司法を規定しているが、多くの司法機関は過度の負担を強いられ、非能率的で、偽証教唆と裁判長、検事と証人に対する脅迫に妨害されている。この様な環境で、刑事免責は重大な問題として残されている。「最高司法会議(CSJ)」のレポートでは、民事司法のシステムは顕著な未解決の訴訟事件に苦しめられ、そのために大量の未決囚が存在している。

司法当局はしばしば脅迫や暴行の対象とされている。「全国司法地方公務員協会」と「コロンビア判事団結基金」によれば、司法地方公務員は、殺害された者はいなかったが、63名は死の脅しを受けた。前年と異なって誰も誘拐されたり、「失踪したり」又は死の脅しを受けて自ら国外に脱出して自己亡命する者もいなかった。前年と異なって、小さな町に配属された裁判長や検事は、安全保障問題で、その県の県庁所在地から遠隔操作の仕事に従事する必要はなかった。刑事事件の証人に対して検察当局は、証人保護のプログラムを実施したにも係わらず、そのプログラムに参加しなかった証人は脅迫には弱く、多くの証人は証言を拒否した。

民事の司法システムは 4 つの司法の機能から構成されている。それは民事裁判、行政裁判、憲法裁判と特殊裁判である。そのうち民事裁判が最も大きく、全ての刑事、民事、労働、農業と非軍関係者の国内事件を取り扱っている。最高裁判所が民事の司法では最高の裁判所であり、上訴に関しての最終の裁判所である。

憲法裁判所は法律の合憲性、大統領の命令と憲法の改正に関する唯一の司法決定機関である。憲法裁判所は、まだ立法化されていない法律の合憲性について助言的意見を述べることができ、基本的権利の「後見」や保護に関する命令について、下級裁判所が下す判断の再検討を自由裁量で決めることができる。この基本的権利は誰でも、司法手続きのどの段階でも、どの裁判所においても、どの裁判長に対しても主張が出来る。

民事司法システムの特殊裁判は、平和プログラムの公正及び先住民族の管轄権によって構成されている。CSJ は民事司法システムの行政と懲罰に関して責任がある。

最高裁判所、国策会議、憲法裁判所と CSJ は重要度が同格の司法機関であり、時には相反する判決を出したり、司法の責任についてしばしば合意に至らない場合もある。

軍事司法システムは 44 か所の軍事裁判所と軍事裁判所で判決の出された全ての事件の上告裁判所としての役割を持つ最高軍事裁判所で構成されている。最高裁判所は、刑務所で 6 年又はそれ以上の年数の禁固刑の事件で、上告を行う場合には、その第 2 の上告裁判所となる。

軍事司法システムでは「兵役に関連した」犯罪に関して現役勤務の軍人と警察官を調査し、告発することができる。軍事刑法では拷問、殺人、殺戮及び強制失踪は兵役に関連していない犯罪として特に規定している。全ての人権侵害事件は兵役とは無関係として見なされ、その事件は文官裁判所で取り扱われる。軍事刑法では、特に軍事司法から民間人は除外しており、退役前の軍人と警察官の兵役に関係した事件は軍事裁判所で取り扱うにも関わらず、退役後の軍人と警察官の事件は文官裁判所で取り扱う。軍事刑法では、司令官が部下に対して軍事司法の懲罰を課することのできる権限を否定している。また軍事刑法は、人権侵害を犯すような命令に従うことを拒否した兵士の法的な保護を規定している。

検察当局は犯罪行為の調査と告発に責任を有する。その当局の人権部門は 7 つの県に渡り、15 か所の出張所を設け、人権犯罪の調査を専門としている。年末では、人権部門の 45 名の専門検察官と 62 名の検察官補佐で合計 4,122 件の事件を取り扱っていた。

総括監察官のオフィスでは、国家治安部隊のメンバーを含む公務員の不正行為の申し立てに

関しての調査を行う。総括監察官のオフィスでは、受理した人権侵害の事件は全て検察当局の人権部門へ移管した。

8 月中は、総括監察官のオフィスでは、人権侵害の件で軍部隊の 1,887 名のメンバーに対して懲戒手続きを開始した。そしてその全ての件数を検察当局へ移管した。更に総括監察官のオフィスでは、軍部隊の 616 名のメンバーに対して告発を行った。2007 年で告発された者に対する裁判の結果について、その情報は得ることが出来なかった。

審理手続き

同国は、2008 年 1 月 1 日より全国的に実施される予定であった新しい口頭による告発式の刑事訴訟法を引き続き実施した。この新法はナポレオンのあたかも宗教裁判所の様な厳しい内容のシステムと入れ替わるもので、その旧法では裁判無しで正式に承認された証拠を伴う調査中、容疑者は収監された。

新法では、検事は裁判長の元で正式な告発を行い、そして被疑者はその告発の詳細を知らされる。裁判は公開され、陪審員も用いられる。被疑者は裁判では出廷の権利を有し、そして弁護士との協議、証人との対決ができ、自らの証拠を提出する権利も有する。被疑者は無実と推定され、そして上告する権利を有する。

軍事司法システムでは、陪審員なしの軍事裁判官が議長を務める軍事裁判となる。弁護士が被疑者の代理人となり、そして証人を喚問することができる。しかし大部分の事件では調査の段階で証拠集めが行われる。軍事裁判長は軍法会議の聴聞の 8 日以内に判決を申し渡す。軍法会議では総括監察官のオフィスの代理人の参列が必要である。

軍事司法システムの元での刑事訴訟は、ナポレオンの様な厳しいシステムと告発主義のシステムの両方の要素が含まれている。被疑者は有罪の判決が下りるまでは無実として考慮され、そして弁護士と適時の協議を持つ権利を有する。憲法裁判所では軍事の検事が被疑者の弁護活動を行うことを禁止している。被疑者は自費で弁護士を雇うか、又は特別軍事将校基金によって費用が負担される弁護人に依頼する。

2005 年より開始された軍事司法システムの改革は 2007 年を通して続けられた。その改革の目的は法医学検査部隊を創設することと、告発主義の司法システムへ移行し、そして軍事防衛部隊を創設することにある。

過去の人権侵害事件に関して文官の裁判所は、軍人に次の様に有罪判決を下した：

- 9月15日、最高裁判所は2つ無罪判決を覆した。それは少佐ルイス・フェルナンド・カンプサノがAUCのメンバーをノルテ・デ・サント・スピリット県ラ・ガバラへ自由に通行できるように許容し、その結果1999年に27名の殺害が行われた事件である。少佐は刑務所で40年間の禁固刑を宣告された。
- 9月21日、ボゴタの第12巡回裁判所は、殺人の罪で2名のパイロットと1名の技術者に対して各々6年間の自宅軟禁の判決を下した。裁判長の判決は、サント・ドミンゴにて17名が殺害された1998年の爆撃は、意図的ではない軍の誤りであって、その3名は社会に脅威を与えるものではないという内容であった。

政治犯人と抑留者

政府は、政治犯人は誰も抑留していないと公式に述べた。一部の人権支援団体は、反逆行為又はテロ行為の罪で抑留されている者を政治犯と判断し、それは人権支援団体に対する政府の嫌がらせであると訴えた。2007年は反逆又は扇動の補助及び教唆の罪を宣告された囚人は2,298名であった。政府はこれらの囚人へICRCのアクセスを許可した。

民事訴訟手続きと司法救済

市民に対しての国の機関又は組織による人権侵害の損害賠償の訴訟は、行政裁判所で行うことができる。訴訟の進み方についてその遅延に批判があったが、概してその裁判所は公平で効果的と見なされている。

f. プライバシー、家族、家庭及び通信への独断的な干渉

法律では表題のような行為は禁止している。政府は一般的に実施面でこの禁止規則を尊重したが、それには例外もあった。法律に従うと、容疑者が緊急追跡で逮捕される以外は、政府当局者が所有者の同意なしで個人の住宅に入る場合は、上席検事の署名のある逮捕状を入手する必要がある。そして政府当局者は一般的にその規則に従った。

例え刑務所の中であっても、政府当局者が郵便物を盗み見たり、電話の会話を傍受したりするには、一般的に司法の許可が必要である。しかし、テロ組織の調査を行っている政府の情報機関では、司法の承認を得ないで時々電話の会話を傍受している。ただし、その様な傍受内容は、証拠としては裁判では認められていない。

政府は、テロリストとその協力者を特定するために引き続き民間人の密告者のネットワークを使用している。一部の国内と国際人権グループは、そのネットワークの存在をプライバシーや他の市民の自由を侵害し、脅威を与える対象として非難している。政府は、そのネットワークは任意であり、市民の自己防衛の権利を守るために設立されたと主張した。

6月26日に、総括監察官のオフィスでは、「国家警察情報本部(DIPOL)」の総監を含む6名の上層幹部に対して制裁処置を取った。その理由は、イタギ刑務所に投獄されている民兵組織のメンバーと外部の数名の市民との不法な盗聴を行なったことであり、その外部の市民の中には平和交渉のために囚人又は関係者と連絡を取っていた国会議員、公務員、ジャーナリスト及び複数の国際NGOのメンバーが含まれていた。司令官のホルケ・ダニエル・カストロと現国家警察の警視総監兼国家警察情報本部の総監であるグイジェルモ・チャベスは各々辞職を勧められた。そして10名の上層幹部も退職を求められた。

新しい不法グループ、解体に同意しなかった民兵組織、FARCとELNのゲリラは日常的にプライバシーの権利を侵害した。これらのグループはすべて、強制的に個人住宅に侵入し、個人の通信を傍受し、強制退去と強制徴用を行い、そして家族の成員を虐待した。女性の戦闘員を多数徴用しているFARCの服務規程では、その部隊での妊娠を禁止した。

g. 内部抗争の過度の武力使用と他の虐待行為

国内の43年間に渡る、政府軍と2つのテロリスト・グループ(FARCとELN)及び新しい不法グループとの国内武力抗争は継続している。その抗争から刺激され、そして勢いを増している抗争自体と麻薬密売の両方が、複数の人権侵害の主要な原因である。

2006年8月に、最後のAUC集団が解体した後で、政府は解体していないグループと同様に新しい犯罪グループに対して武力で相対した。政府のレポートでは、以前解体を拒否していた民兵組織メンバーを155名解体させたとし、解体交渉が2003年から始まって以来、民兵組織メンバーの解体は総数およそ34,000名となった。「米州機構(OAS)」はその解体の全ての段階の確認作業と元戦闘員の社会復帰運動を継続した。OASの検証代表団の第10回のレポートでは、「可能性として再武装の状況の現出と、自分達が『民兵組織の新しい世代』と称する武装グループの登場」で一部では「元民兵組織の戦闘員を徴用している」と記述した。OASの推定では、全国でおよそ20の新しい不法又は犯罪グループ(合計3,000名のメンバー)が活動している。

殺人

不法な殺人に関して、治安部隊がその責任を負っていると伝えられている。CINEP のレポートでは、2006 年の同期での殺人が 92 名と比較して、2007 年の最初の 6 か月間での殺人は 128 名であった。検察当局によれば、2001 年 1 月から 2007 年 8 月 31 日までの間に起きた司法管轄外の殺人に関する活発な調査が 170 件行われた。その調査の内、6 件は年内に終了し、9 つの判決が下された（8 名の軍人と 1 名の警察官）。調査された殺人事件の大半はアンティオキア県(71 件)、メタ県(32 件)とノルテ・デ・サントンデル県(13 件)で起こった。そして 86% は地方で起きている。報告された事件の大半は第 4 歩兵大隊、第 12 移動旅団と第 15 移動旅団の関与を示しており、その調査は大佐 6 名、少佐 7 名と大尉 15 名を含んだ。その調査で判明した被害者は 388 名(男性 349 名、女性 39 名)で内 40 名は未成年である。

司法管轄外殺人に焦点を当てた国防省の指令により、7 月 11 日には上層部による委員会が創設された。その委員会は「国連人権高等弁務官 (UNHCHR)」とともに事件の再調査を行い、そして UNHCHR が全ての 7 つの陸軍師団を訪問し、各々の師団長と事件の再調査を行う許可を下した。委員会は、また、これらの事件の調査の進行を早める行動計画を作成し、そして検察当局との連絡と情報の共有化を改善するために取り組んだ。その委員会の努力で 2007 年に 600 件の人権侵害事件が軍事から文官司法システムへ移管された。また委員会の働きにより、捕虜と殺人を犯した犯人の組織からの解体の推進と軍関係者の交戦に関する改良規則の適用と実施と民間の調査員に対する後方支援と協力の提供について軍の司令官を指導する命令が発行された。

2007 年に出されたレポートは次の通りである：

- 1 月 27 日、コダシ大隊に配属の部隊が、バジェ・デル・カウカ県フロリダの自治体のマテグアドウアにて 1 台のトラックを射撃し、ファビオ・ラミレスを殺害し、その妻のアリカ・アポンテと 2 名の未成年の子供を負傷させた。
- 5 月 24 日、複数の NGO 団体のレポートによれば、第 13 移動旅団の隊員がアワ族先住民族地域メンバーのミグエル・モラン・アコスタを勾留し、殺害した。軍幹部によれば、モラン・アコスタは戦闘中に死亡したとのことである。

CINEP によれば、政府側が原因とされる司法管轄外殺人は戦闘で殺害されたゲリラと「社会浄化（放浪者、同性愛者集団とその他の『好ましくない人々』）」との虚偽報告の組み合わせであろうとのことである。CINEP と UNHCHR によって報告された治安部隊による司法管轄外殺人の例は次の事件を含んでいる：

- 1 月 29 日：メタ県ビスタ・エルモッサの自治体で、第 12 移動旅団の隊員がフィデリノ・

マエチャ・ラミレスの車を停止させ、そして殺害した。陸軍のレポートでは、その事件は戦闘作戦中に1名のゲリラ殺害がされたとされ、それ以上の調査は行われなかった。

- 3月8日：メタ県グラナダにて第12移動旅団の部隊が、同じ旅団の隊員アセル・マンセラ・フィールドの甥ガリシアン・オーレツリオ・マンセラを殺害した。複数の証人は正式な告発を行った。そして検察当局の人権部門による調査はその殺人を司法管轄外殺人とし、年末ではまだ調査を継続していた。
- 4月5日：サントンドル県バランカベルメハにて第7インフラ大隊の隊員が、時々社会浄化を意味するために使用される「非行少年少女」という定義不明瞭の容疑で、ジョン・フレディー・マルケスを殺害し、そしてホセ・マヌエル・カノンを負傷させた。

下記では改善された事件やほとんど変化が見られない事件が続く。

- 2006年4月、メタ県サン・フアン・デ・アラマのサンサ部落にて第12旅団の隊員が10名を殺害したとされる事件が、アムネスティ・インターナショナルにより報告され、年末に軍事司法システムの元でその調査が継続されていた。
- 5月4日、2006年4月にアンティオキア県サン・ルイスにて2名の農民を殺害した罪で、アンティオキア県エル・サンツアリオの巡回裁判所が3名の兵士ホセ・アリエ・マリン・セマ、ルイス・オスカー・キル・モントヤとダビンソン・アンドレ・キル・シロに対し12年から16年の禁固刑を課した。
- CINEPによれば、2006年3月に、アンティオキア県サン・ホセ・デ・アパルタドにて第4旅団又は第17旅団の兵士がネリー・ホハナ・ヅランゴを殺害した。CINEPは、兵士は殺害の後で、その女性を敵の戦闘員と認識したと主張した。年末には、この事件に何の進展も無かった。
- 7月、総括監査官のオフィスは、2006年1月に起きたエディルベルト・バスケス・カルドナの殺害に関与したとして、2名の曹長と5名の兵士を告発した。年末には、懲戒処分 of 調査が継続されていた。
- 3月5日、アンティオキア県モンテベロで2006年1月に起きた4名の殺害の事件を最高司法会議が検察当局へ移管した。申し立てによれば、第4旅団のペドロ・ネル・オスピナ大隊の隊員が被害者を即座に処刑し、その後で彼らを敵の戦闘員であると申し出た。この調査は年末まで継続されていた。

- 1 月、検察当局は、2005 年にアンティオキア県サン・フランシスコにて起きたフレイ・マルシアル・レストレポの死亡事件に関連して、第 4 旅団の兵士アイスネル・ゴメス・ロアイサとホン・ラウル・カノ・ガレアノを告発した。
- 陸軍第 17 旅団から投げられたとされる手りゅう弾で、サン・ホセ・デ・アパルタド地域のリーダーのアリエン・サラス・ダビッドが殺害された 2005 年の事件に関し、未だ継続されている弾道検査と証人の協力の欠如により、その進展に失望を抱かせた。
- 5 月 2 日、2004 年に起きた先住民族カンカオアモ族のリーダーのビクター・ウーゴ・マエストレ・ロドリゲスの殺人に関して、当局は、1 名の将校、10 名の兵士と 2 名の民間人を告訴した。この事件は年末では未だ調査中であった。
- 7 月 31 日、2004 年にトリマ県カハマルカで発生した 5 名の殺害に関して、ピハオス対ゲリラ大隊の 7 名の兵士に対する裁判でその公聴会が開催された。年末では未だ裁判は継続中であった。
- 8 月 23 日、2004 年にアラウカ県サラベナにて起きた、3 名の労働組合の組合員の殺害に関してボゴタ裁判所では、4 名の兵士と 1 名の民間人ガイドに対して 40 年の禁固刑を申し渡した。
- 5 月 9 日、検察当局は、2003 年トリマ県カハマルカにて起きたホン・ハイロ・イグレスィアス・サラザル、アラセリ・ロンドノ・パロナ、アナニウス・モヒカとエスス・アントニオ・セスペデス・サラガド（通称名ホセ・セスペダス）の殺害における民兵組織部隊のかかわりのため悪質な殺人、悪質な強制失踪と悪質な拷問により、大尉ファン・カルロス・ロドリゲス・アグデロ、伍長フランシスコ・ブランコ・エステバンと伍長アルベyro・ペレス・ツクを予防拘禁に処した。8 月 15 日に、検察当局は、この事件に関与したとされるもう 3 名の兵士に対する逮捕状を発行した。そして、年末ではこの事件の調査は継続していた。

2006 年 6 月の UNHCHR の請求に応じて総括監察オフィスでは、戦闘で敵として殺害されたとする 37 件の疑わしい殺人事件についての調査を行い、そのうちの 29 件は司法管轄外の殺人と認定した。その事件のうち 1 件は軍事司法システムで調査が行われ、そして 1 件は最高司法会議で調査が行われ、残る 27 件は検察当局で調査が開始された。9 月現在、検察当局が 2 件に関連して 7 つの予防拘禁命令を発行した。

2006 年 9 月、検察当局はバランキラに基地がある対誘拐部隊の司令官の陸軍少佐ホルケ・アルベルト・モラ・ピネダの身柄を拘束した。同少佐は 2006 年 8 月に起きた虚偽の誘拐事件に関与しており、その事件では同少佐の部下が 6 名を殺害した。この事件に関連して検察当局は GAULA のメンバー 6 名と DAS の仲介者 1 名を調査した。年末ではこの事件はまだ予審の段階であった。

2 月 22 日、元兵士ミグエル・アンゲル・モリナ・デラゴは、2005 年に起こした事件で手りゅう弾を 1 戸の住宅に投げ込み、その結果未成年者 1 名を殺害、大人 3 名に重傷を負わせた事件で殺人罪と銃器の売買の罪で告発され、43 年と 9 か月の禁固刑を言い渡された。

9 月 12 日、検察当局は、2005 年にバジェ大学で抗議デモに参加していたホニー・シルバ・アラングレンの殺害に関し、「移動防災隊 (ESMAD)」の副警視長ガブリエル・ボニージャ・ゴンザレスと 2 名の幹部エドウィン・ルゴ・エスカランテとペドロ・コアドロス・カスタネダに対する調査を開始した。

11 月 23 日、2005 年にアンティオキア県サン・ホセ・デ・アパルタドにて起きた 8 名の民間人の殺害事件に関し、大尉グイジェレモ・アルマンド・ゴルヂジョ・サンチェスが殺人罪で告発され、そして拘留された。2 月 23 日、検察当局は、殺戮に関係した旅団の隊員 69 名の尋問を開始した。調査は続行され、年末では、ほとんど半数の隊員の尋問を終了した。

2006 年 9 月、検察当局は、2005 年にコルドバ県チエラルタにて起きたルイス・オロスコとマリオ・ピネダの殺害に関して、1 名の将校、1 名の下士官と 4 名の兵士を拘束した。この事件は年末では、まだ予備段階で、未決であった。

9 月 18 日、マリニジャ巡回裁判所は、2004 年に失踪したホセ・バレンシア・モラレスの殺人に関して、第 4 旅団の 1 名の上級曹長と 4 名の兵士ダイロ・フランシコ・モンドサ・トレス、ホン・ハイロ・クエルボ・ロドリケス、ホナハン・オリティズ・スアサとディエゴ・レオン・ボテロ・ムリジョに対して有罪判決を宣告した。

9 月 3 日、アラウカ県のアラウカ特化巡回裁判所は、2002 年にアラウカ県サラベナにおける 2 名の殺害に関し、退職の警察官ガスタボ・アドルフ・サストク・ムリジョに対して悪質な殺人、殺人未遂と拷問の罪で 32 年の刑期の禁固刑を宣告した。この事件に関係して 2002 年以来 3 名の警察官が有罪判決を受けている。

1 月 23 日、ボゴタの第 41 巡回裁判所は、1993 年にノルテ・デ・サンタンデル県ハカリの自治体にて 4 名の農民の悪質な殺人に関して、退職の陸軍士官フランシスコ・チャリト・グア

ルテロを 29 年の禁固刑に処した。

2005 年、2000 年にマグダレーナ県シエンナガにて起きた 40 名の殺害に関し、その殺害を行った民兵組織のメンバーを援助した陰謀の罪で曹長セルジオ・サラサル・ソトに対して検察当局は逮捕状を発行した。

11 月 28 日、1997 年にマピリパンにて発生した少なくとも 27 名の殺戮に関して、裁判長は准将ハイメ・ウスカテグイの容疑を晴らし、元陸軍大佐エルナン・オロスコを 40 年の禁固刑に処した。検察当局はこの准将の判決を上告し、そしてこの事件は年末では審理中であった。

4 月、2004 年のアラウカ県タメで起きた民兵組織による 11 名の農民の殺戮に果たした役割に対して、元 AUC のメンバー、ビクター・マヌエル・メヒア・ムネラが起訴された。10 月には当局は、他の 3 名の元民兵組織のメンバーを逮捕した。年末ではまだ裁判は開始されていなかった。

解体に同意しなかった民兵組織のメンバーと新しい不法なグループは、ジャーナリスト、地方議員、人権活動家、先住民族のリーダー、労働組合のリーダー、犯罪行為を妨害すると脅迫する者、左翼の支援者又は FARC への協力が疑われる者を殺害した。また彼等は殺戮を行い、売春婦、同性愛者、麻薬使用者、浮浪者と管理下にある都市のギャングの「社会浄化」殺人を行ったと報じられている。CINEP によれば、新しい不法グループは、1 月から 6 月までの間に 128 名の民間人の死亡に責任があり、2006 年の同期の 58 名の死亡と比べて 52%の増加である。

1 月 31 日、身元不明の襲撃者が人権活動家のヨーランダ・イスクイドをコルドバ県モンテリアの自宅の外で殺害した。イクスイドは民兵組織グループから土地を奪われ、国内の強制退去をさせられた人々を支援するグループの「大衆住宅組織」のリーダーであった。政府は犯人の容疑者を逮捕した。そして疑いのあるインテリ作家のソル・テレサ・ゴメスの逮捕状を発行した。またイタグイ刑務所で拘束されている解体した民兵組織のリーダーとこの犯罪を結びつける可能性のある 6 名の個人を追加して探し求めた。

2006 年 1 月、コルドバ県にて殺害された「コトラ強制退去被害者委員会」の委員長フレディー・アベル・エスピティアの調査に関しては、その成果が皆無であり、また期待もされなかった。

2006 年 10 月、2005 年に殺害されたアフリカ系コロンビア人のリーダー、オルランド・バレンシア殺害の容疑者で元民兵組織メンバーのエルメン・ホセ・ムノス・ゴンサレス（通称名

「デオメダス」を当局は告発し、そして拘束した。そして当局は 2006 年 9 月に、AUC メンバーのフリオ・セサル・シルバ・ボルハ（通称名「エル・インディオ」）を逮捕した。また 2006 年 11 月に同様に殺害の容疑者のパブロ・ホセ・モンタルボ・クイティバ（通称名「アルファ 11」）も逮捕した。彼等に対する裁判は年末ではまだ開始されていなかった。2006 年 10 月に、検察当局は、殺人に関係があると申し立てられている 2 名の警察官に対する調査を開始した。7 月 12 日に、当局は、元 AUC のメンバーを 2 名追加してバレンシアの殺人事件と結びつけ、その 1 人は AUC のビオク・エルマー・カルデナスであり、もう 1 人は 7 月 13 日に逮捕したオラチオ・レストレポ・ウレゴである。裁判は年末では審理中であった。

2005 年にバジェ・デル・カウカ県ブエナベンチャーで起きた 12 名の未成年者に対する虐待と殺人における悪質な殺害や他の犯罪に関し、9 名の民兵組織メンバーに対する裁判は続いている。

公正と平和法の発効に応じて解体した民兵組織メンバーは、集団墓地の存在を引き続き暴露しており、検察当局が全国に渡ってその墓地を発掘している。年末までに、検察当局は 1,009 か所の集団墓地において、1,196 の遺体を発見した。

ゲリラ・グループの軍事レベルは引き続き低下している。2007 年の最初の 9 か月間で 2,263 名が脱走したと推定されている。更に、2007 年の最初の 8 か月間で、2,280 名のゲリラ・グループが解体された。それと比較すると、2006 年全体での解体は 1,990 名であった。

FARC と ELN ゲリラは、ジャーナリスト、宗教指導者、官公庁の候補者、地元選出の役人や議員、民兵組織の協力者と政府治安部隊のメンバーを殺害した。全国の多くの地域で、9,500 名構成の FARC と 2,000 名構成の ELN が、政府軍又は解体された民兵組織メンバーを攻撃する際にお互いに協力した。他の地域では、特にアラウカ県、バジェ・デル・カウカ県、カウカ県とナリーニョ県において、互いに交戦した。様々な裁判所が FARC の事務局の構成員を、犯人不在のまま、誘拐、テロ行為と悪質な殺害の罪で告発した。1998 年 11 月にカケタ県ビジャールで起きた殺戮に関して、FARC 事務局全体が、犯人不在のまま告発を受けた。

「人権に関する大統領のプログラム」によると、2007 年に FARC は 3 件の殺戮で少なくとも 17 名を殺し、そして、その間に加害者が不明のままで、別に 111 名が複数の殺戮で殺されたとしている。幾つかの FARC による治安部隊の殺戮もあった。「人権に関する大統領のプログラム」は、更に、1 月から 10 月の間、FARC は 65 名の治安部隊の隊員を殺害し、同期間に ELN は 4 名を殺害したと報告した。

代表的な事件は次の通りである。

- 1月21日：バジェ・デル・カウカ県ブエナベンチャーラにて、警察のパトロール中に、FARCは2個の爆発物を爆発させ、2名の警察官を含む計6名を殺害した。そしてその爆発で6名の警察官を含む計14名が負傷した。
- 3月3日：FARCの第27と第43前線部隊はメタ県グアヤベロにて陸軍兵士を攻撃し、7名の兵士を殺害し、4名に負傷を負わせた。
- 4月14日：プトウマヨ県バレ・デ・グアムエスにて、FARCの第32前線部隊は、警察のパトロール中に爆発物を爆発させた。その結果3名の警察官が殺害され、4名が負傷を負った。
- 5月10日：バジェ・デル・カウカ県ツルラにて、FARCのビクター・サーベドラ率いる部隊が、陸軍のパトロール隊を攻撃し、10名の兵士を殺害し、16名を負傷させた。
- 9月3日：ICRCは、FARCにより拘束された後に殺害された11名の県議員の遺体を回収した。FARCは、その11名の人質は、6月18日にナリーニョ県にて政府治安部隊との集中攻撃の際に殺害されたと主張したが、しかし、国際機関と検察当局が明らかにした犯罪科学の証拠ではFARCにより殺害されたことを示していた。

FARCはさらに、政府当局又は民兵組織グループと協力の疑いのある人々を殺害した。政府の追跡システムによれば、2007年にFARCは130名の解体した民兵組織メンバーを殺害した。

3月7日、2005年にウイラ県カンポアレグレにて殺された市会議員とその家族の殺戮に関与したFARCのテオフィロ・フォレロ率いる部隊の隊員1名を拘束した。この事件には他に6名が関係しており、そのうちの5名は逮捕された。この事件に関係のある2名は判決を受け、そして投獄された。

誘拐

新しい不法グループ、解体を拒否した民兵組織メンバーとFARC及びELNテロリストは引き続き身代金目当ての人質の誘拐を実行した。FARCとELNは又捕虜交換の担保として、政治家、有名人と治安部隊の隊員を誘拐した。「全国先住民族組織(ONIC)」は、7月迄にFARCが12名の先住民族を誘拐したと発表した。

新しい不法グループは、ゲリラと協力していると疑っている人々を頻繁に誘拐した。そし

て、そのほとんどの人々は、死亡したと見られる。

「全国人身の自由擁護基金 (Fondelibertad)」のレポートによれば、2007 年に新しい不法グループのメンバーによる誘拐は継続されていたが、しかしそれは通常の犯罪による誘拐の数字との区別が出来なかった。その理由は、政府統計に従えば、新しい不法グループは一般犯罪人と同じ区分に入れられている。2007 年は、一般犯罪の誘拐が 244 名であった（又は加害者が判明している誘拐事件は 61%であった）。

FARC と ELN は、引続き、数多くの誘拐を実行していた。Fondelibertad の報告によれば、2007 年にゲリラは 149 名を誘拐した（そのうち 38%は加害者が特定された）。内訳は FARC が 121 名、ELN が 28 名である。

FARC と ELN の両者にとって、身代金目当ての誘拐は収入の重要な資金源であった。FARC は前年から誘拐した政治家や外国生まれの人質を引き続き拘束していた。それは下記を含んでいる：

- ・2003 年：米国市民のマルク・ゴンサレベス、トーマス・ハウエスとケース・スタンシル。FARC はこれらの人質の生存の証拠を提供しなかったが、軍部では 11 月の作戦の際に生存の証拠を差し押えた。

- ・2002 年：元大統領候補イングリッド・ベタンコート、元上院議員ジョルジュ・エツアルド・ゲチェム、元国会議員フランシスコ・ジラルド、元メタ県知事アラン・ジャラと元国会議員オルランド・ベルナール、ルイス・エラディオ・ペレス、グロリア・ポランコとコンスエロ・ゴンサレス及び少なくとも 4 名の外国生まれの人々。

生存の証拠のビデオが入手されてから、世間では人質と FARC の受刑者との交換の可能性について議論が起きた。12 月にウリベ大統領は、FARC と人道的な交換についての交渉を実行するために「出会いの区域」の創設に同意を示した。FARC 側はその申し出を拒否し、年末に行うとした交換は成功しなかったが、しかし FARC は、一方的にコロンビア人の人質を 3 名釈放することを言明した。

暴行、懲罰と拷問

「対人用地雷に対する統合行動の大統領のプログラム」の予備レポートによれば、2007 年は 1,774 個の地雷の爆発で 187 名が死亡し、687 名が負傷をした。被害者の内 154 名は軍人であり、33 名は民間人であった。「国際地雷禁止キャンペーン」は、FARC は、特定の地雷

使用者としては引き続き最大であると発表し、又 ELN も引き続き地雷を使用していることも発表した。

子供兵士

ゲリラは子供を兵士として使用した。国防省の推定では FARC の 4,620 名と ELN の 1,330 名は未成年者であり、ほとんどのゲリラの戦闘員は子供の時にゲリラの部隊に編入された。「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」によれば、およそ 11,000 名の子供兵士がおり、新しい犯罪グループに加盟した数と比較して FARC と ELN に加盟する割合が増加していると記述した。

他の紛争関連の虐待

ゲリラは怪我人や医学関係者を留意することは無かった。FARC も ELN も頻繁に怪我の捕虜を処刑し、医師や看護婦を脅迫したり、苦しめたりして、そして医療手当を受けている敵の戦闘員を殺害している。2月28日に、ベナチジョにて FARC のツリオ・パロン率いる前線部隊の兵士は赤十字表示の救急車を襲い、マリベル・サナブリアという看護婦に怪我を負わせた。

新しい不法グループはゲリラに対して同情的と考えられる町や地域に対する食糧と医薬品の配達を阻止したり制限したりしていた。その結果地元経済に負担を掛け、そして強制退去の数も増加した。

ゲリラは麻薬や武器の供給の主要な輸送路確保のために農民の強制退去を行った。また戦略上重要な地点から潜在的な政府や新しい不法グループの協力者を排除した。ゲリラは又重要な影響力のある地域では、その地域に事実上の封鎖を設けた。例えば、ONIC のレポートでは、不法な武装グループが強制的に先住民族の住民を徴用したり、又は協力を強制し、行動の自由を制限し、そしてその地域を封鎖した。

解体を拒否した民兵組織のメンバーと新しい不法グループは、麻薬と武器の主要な輸送路に沿って居住している市民や、ゲリラに協力していると疑われている住民の強制退去を実行している。

第2部 市民権の尊重

a. 言論と報道の自由

言論と報道の自由は法律で守られおり、政府は一般的に実際面でこの権利を尊重している。

独立のマスコミは活動的であり、そして制約無しで広い範囲の意見を表明している。幾つもの独立の新聞や雑誌が自由に出版されており、全ての印刷マスコミは民間で所有されている。民間経営のラジオ局やテレビ局は自由に放送をしている。

政府の治安部隊と買収された官僚は時折ジャーナリストに嫌がらせをしたり、脅迫したり、又は暴力を振るったりしている。

不法武装グループのメンバーは、ジャーナリストを威嚇したり、脅迫したり、誘拐と殺人も行った。国内と国際の NGO では、地方のマスコミの代表者は暴力の脅しを受けているので通常、自主検閲をしていると報告している。2007 年は、7 名のジャーナリストが自主亡命を行った。この全員は国務省の保護プログラムに従って保護を受けていた。そして政府はその脅しの内容を調査していた。10 月に、ジャーナリストのオルマン・モリスとギオバニー・アルバラエス・カストロの 2 名は不法武装グループから死の脅しを受けてから国外へ去った。更にジャーナリストのゴンサロ・グイジェンは 20 回以上の死の脅しを受けてボゴタの自宅から退去した。

NGO 団体の「報道の自由基金 (FLIP)」によれば、2007 年にジャーナリストは 85 件の死の脅しを受けたが、比較として 2006 年はその数は 77 件であった（第 1 部 g 参照）。1 月 10 日には、ジャーナリスト兼元地方のリーダーであったエラシオ・ムリジョがチョコ県イステイミナにて殺害された。1 月 12 日に、新しい不法グループの名称アグイラ・ネグラスのメンバーのフランクリン・ディアス・モスケラがその殺害で逮捕されそして告発を受けた。このグループは犯罪と麻薬取引を主に行っていた。警察の判断では関係している他の容疑者もあり、年末時点でその調査は続けられた。

国務省と法務省は、128 のマスコミの代表者を含む（2006 年度は対象は 94 名）9,444 名に保護を与える金額 39,000,00 ドル（766.3 億ペソ）のプログラムを運営していた。また当局では、少数のラジオと緊急ホットラインから構成されるジャーナリストのために組織した警戒ネットワークを援助している。

インターネットの自由

インターネットへのアクセスに対する政府の制限は皆無であった。また政府が E メールやインターネット・チャットルームを監視したりするレポートも皆無であった。個人は E メ

ールを含むインターネットを通じて、意見の平和的な表現に従事することが出来る。

学問の自由と文化行事

学問の自由又は文化行事に対する政府の制約は皆無である。しかし、一方でゲリラは多くの大学キャンパスで、まず自己の存在を示すために自己の個別な要因に対して政治的な支援を得ると同時に、対抗者への支持を失わせるように、暴力的と非暴力的の両方の方法を用いた。新しい不法グループと FARC と ELN ゲリラは、政治的及び経済的な理由で、教師とその家族に対して脅迫や、強制退去、及び殺人を行った。副大統領のオフィスによれば、2007 年の最初の 7 か月間にさまざまな襲撃者により 26 名の教師が殺害された。脅しや嫌がらせによって、多くの教師や学生は低姿勢を保ち、そして問題となる論争を避けるようになった。

文部省は「コロンビア教育者連盟」と「人権に対する大統領のプログラム」と共同で、78 の地域共同体で、危険に晒されている教師に対するプログラムを運用して、教師に対する特定の脅迫を調査すると共に、一部の場合には、教師の職業を続けて維持できるような移転先を提供することも行っている。2004 年以来、15 名の脅しを受けた教師の移転に成功している。

b. 平和的集会と結社の自由

集会と結社の自由は法律で保障されており、政府も実施面で一般的にこの権利を尊重している。ただし集会の自由は、NGO 団体、先住民族のグループと労働組合に対しての不法武装グループの脅しや暴力行為によって、実施面で制限が加えられている（第 1 部 g 参照）。

政府はほとんどの政治的組織に対する加盟を禁止していないが、例えば、AUC、FARC と ELN のような暴力を支持したり、暴力を実行するような私的団体への加盟は不法である。

c. 信仰の自由

信仰の自由は法律で保障されており、政府は一般的に実際面での権利を尊重している。

ローマ・カトリック教会は事実上特権的地位を保持している。非カトリック宗教は、1997 年発効の国家との取り決めを行った一般法に基づいて、公的な施設で支持者に聖職者としての務めを果たし、そして国家が承認する方法の結婚式を行うことが要求されている。政府は、その宗教の合計の信者の数、大衆の支持の程度、及びその他の関連要因を考慮して、

その宗教の受け入れの是非を決定する。

社会的虐待と差別

新しい不法グループ、FARC と ELN ゲリラは、宗教的な理由よりむしろ政治的な理由で、宗教リーダーと活動家に対して嫌がらせを行い、脅迫し、そして時には殺害した（第 1 部 g 参照）。「人権に関する大統領のプログラム」によると、不法武装グループ、特に FARC は、牧師や他の宗教関係者に対して数多くの脅しをかけている。

ユダヤ教の共同体には推定 4,000 名の信者がいる。教会の外壁の落書きと小規模の反ユダヤ組織が発行するパンフレットの反ユダヤの声明を含む反ユダヤ運動の増加が報告されている。

この表題の追加の考察については、「2007 年国際宗教に関する自由報告」を参照されたい。

d. 移動の自由、国内の強制撤去、難民と無国籍者の保護

国内の移動の自由、海外旅行、移民と帰還は法律で保障されており、政府は、一般的に、これらの権利を尊重するが、その例外も存在している。軍事作戦と地方の特定な地域の軍の支配によって、紛争地域での行動の自由は制約されている。

新しい不法グループ、解体を拒否している民兵組織のメンバー、及び FARC と ELN ゲリラは、引き続き地方の幹線道路に不法な検問所を設けている。しかし、主要幹線道路に沿っての政府の警備の強化により、誘拐事件の数は減少している。

2 月に、FARC のメンバーは、プトウマヨ県オロミガにて 8 台のバスを停車させ、そのためにオリトからの道を塞いでしまった。そして地方のアクセスを閉鎖してから、ノルテ・デ・サントアンデル県チブにて 3 台の車を停車させた。

強制追放は法律で禁止されている。そして政府はその手段を用いたことは無かった。しかし、新しい不法グループ及び FARC と ELN ゲリラから受ける脅迫によって多くの人々は自ら追放の道を選んだ。

国内強制退去の人々 (IDPs)

強制退去の主要な理由は国内の武力紛争である。IDP の推定人数はまちまちであった。2007

年の最初の 9 か月間で、政府の国内福祉及び海外調整のための機関である「アシオン・ソーシャル」（以前の団体名は「団結ネットワーク」）の記録した新規の強制退去の人数は 140,183 名であり、それと比較できる 2006 年の数字は 110,302 名である。NGO 団体の「人権と強制退去コンサルタント(CODHES)」は 2007 年に強制退去させられた人数は 305,000 名であり、2006 年の推定と比較すると 27%の増加である。この様に統計の数字が異なる理由は、政府は（強制退去と）認識されるためになされた申請で、それが受理された者を新規の IDP として登録した。一方 CODHES は、新規の IDP の数字をマスコミ、市民団体と現地調査から得た。CODHES は、政府の麻薬撲滅努力に応じて移住した不特定な人数の元コカヤケシの生産者の数も強制退去者の数に含めた。しかし、9 月に、ICRC は、2007 年に援助する IDP の人数を 8%増加させると予測した。その主な理由は IDP の人数が継続して増加しているからである。「国連難民高等弁務官 (UNHCR)」は、過去 15 年間のある時点で 300 万人以上の人数が強制退去させられた、と推定した。ほとんどの IDP は地方の農民が都会へ移転した人々である。

FARC と ELN は国内強制退去者 (IDP) に対して強要、脅迫及びにせ情報の流布という手段を用いて政府への登録妨害を続けた。

UNHCR のレポートでは、先住民族又はアフリカ系コロンビア人の IDP の人数を推定するのは困難とのことで、その理由としては、場所が地理的に隔離されていたり、強制退去が伝統的な領地の中で行われたり、そして政府よりも共同体や地方の組織の方からの援助を求めているからとの説明である。ONIC の報告では、2007 年に 7,190 名の先住民族が強制退去になったと発表した。政府は 2007 年の最初の 9 か月間で自らが先住民族と名乗りを上げた 3,754 名を新規の IDP として登録した。CODHES の推定では、2007 年に推定された強制退去人口の 12%がアフリカ系コロンビア人であった。新しい不法グループ、FARC と ELN ゲリラは、戦略上または経済的に重要な領域の支配を強化するために、継続して強制退去の手段を用い、対抗者の基盤を弱め、そして政府の支配や権限を弱らせることを狙った。

国際人道援助組織や NGO の観察によれば、集団の強制退去の率は減少した（集団とは一度に 50 名又はそれ以上の場合）。ICRC の数字も集団強制退去は 25%の減少であった。これらの組織の指摘では、集団強制退去の場合の緊急事態の対処は急速で適切であるが、それに比べて個人の場合や小人数の場合にはその対応はしばしば数日間又は数週間の遅れがあるとのことである。更に、ナリーニョ県、バジェ・フェル・カウカ県、アラウカ県、アンティオキア県、チョコ県とノルテ・デ・サンタンデル県の地域を含む紛争地域での戦闘状態によって、国内及び国際援助組織はしばしば新たに発生した強制退去者に連絡もできないこともあった。

CODHES の報告では、多くのアフリカ系コロンビア人と先住民族にとって故郷とされているナリーニョ県が、「強制退去により最も深刻に影響を受けている県」とのことであった。例えば、3月に、「国連人道問題高等弁務官(OCHA)」のレポートでは、FARCの陸軍への襲撃と対立に加えて新興の不法グループ「オルガニサシオン・ヌエバ・ゲネラシオン」の存在で、28か所の地方の村から、およそ9,000名の集団が強制退去を強いられ、ナリーニョ県のエル・チャルコとラ・トラの沿岸地域へ移動させられた。そして、同年暮れにはFARCの反撃によって更にナリーニョ県で追加的な強制退去が起こった。例えば、9月にFARCの襲撃で、1,000名の先住民族が住んでいたアワからツマコのそばのサバレタへ強制退去させられた。

OCHAは2007年に起きた他の県での幾つかの強制退去について報告した。OCHAとICRCによれば、4月に、アラウカ県でのFARCとELNゲリラと新規の不法グループの脅迫により、700名が、その多くがガウイボス先住民族共同体からベネゼーラの国境そばのタメへ強制退去させられた。5月には、軍部とFARCとELNとの紛争でカウカ県にておよそ400名が強制退去となった。7月には、FARCの脅しでチョコ県コンドトにおいておよそ400名のアフリカ系コロンビア人が強制退去となった。ICRCとOCHAの報告では、2007年の最初の9か月間に、アンティキア県のウラオ、サン・フランシスコとソンソンで幾つかの集団強制退去があった。

住民の強制退去に加えて、2007年の最初の9か月間に、少なくとも6名のIDP組織のリーダーが殺害された。新聞報道によれば、これらのIDPのリーダーの多くは、元民兵組織によって強制的に取り上げられた土地の返還についてその補償又は返還を求めているとのことである。

2007年の国内強制退去者(IDP)に対する政府の援助は10%以上増額の5億ドル(9,500億ペソ)に及んでいる。この援助金は「アシオン・ソチアル」、「コロンビア家族福祉協会(ICBF)」、「社会保護省(MSP)」と他の政府の各省や機関を経由して支払われた。

国内強制退去者(IDP)に対し、彼らが受けられるサービスや彼らの権利に関する知識を高めるためのいくつかの指導があったにも係わらず、多くのIDPは引き続き非衛生的で、一定限度の医療、教育又は雇用しか受けられない環境で生活している。加えて、「国際移住者組織(IOM)」、ICRC、コロンビア赤十字及びカトリック教会などのいくつかの国際組織や国内非営利団体が政府に協力し、緊急支援(最初の90日間)と長期支援をIDPへ施した。

難民の保護

1951年の国連難民の地位に関する条約及び1967年の議定書に従って法律では難民と亡命の

資格に規定があり、政府は難民に対して援助を提供するシステムを設定した。実施面では、政府はリファウルメント、すなわちその者が迫害を受けると信じるに足る国へ送還することに対する保護を提供していた。政府は難民と亡命希望者への援助について UNHCR と他の人道組織との協力関係を持った。政府は亡命についての申請者の理由を政府自体の査定に従って亡命の適格性についての判断を下す権利を有する。政府によれば、9 月現在では、145 名の確定を受けた難民が居住しており、そして 2007 年では、2 件の難民の申請が承認され、11 件は却下された。

第 3 部 国政参与権の尊重：政府を選ぶ権利

法律は、国民が平和裏に政府を選ぶ権利を保障しており、国民は、普通選挙に基づく定期的に自由で公正な選挙を通してこの権利を行使することができる。軍部と警察の現役のメンバーはこの政治的プロセスでの投票又は参加を禁止されている。民間の公務員は、投票を行う資格は有するが、ただし派閥の政治に関与できるのは国政選挙の直近の 4 か月間だけに制限される。

選挙と政治参加

2006 年 5 月に、独立政党の候補者、アルバロ・ウリベは選挙で 2 期目の大統領として選ばれた。選挙は FARC と AUC が合同で選挙結果を乱したり、操ろうとしたキャンペーンがあったにもかかわらず、一般的に自由で公平であった。OAS の選挙監視委員会は、選挙は「自由で、透明性で正常な雰囲気の中で」行われたと述べた。

10 月 28 日には、県と市町村の地方選挙が行われた。そして OAS の選挙監視委員会によれば、選挙は順調に行われた。選挙までに 25 名の候補者が殺害された。この数字は前年と比べて明確に低く、その原因の一部は強化された警備状況にある。

政治団体は無制限に、外部の干渉無しで活動ができる。以前までは自由党と保守党とが政治を独占していた。2006 年の無所属としてのウリベ大統領の再選と、次点となったボロ・デモクラティコ党の大統領候補者カルロス・ガビリアの出現は政治の舞台が広まったことの反映である。20 以上の政治政党が政治的スペクトルを横断して国会で選ばれている。

新規の不法グループ、解体を拒否した民兵組織のメンバーと FARC は政府官僚を脅し、そして殺害した（第 1 部 g 参照）。「全国各種協議会連盟 (FENACON)」によれば、2006 年の 23 名と比べて、2007 年に殺害された協議会のメンバーは 16 名である。FENACON では、協議会メンバー向けの攻撃の 50% は FARC が原因であるとしている。

FARC からの脅しが原因で、全国に渡って多数の地方の役職者が辞職している。国務・司法省のプログラムによって、2007 年は、市町村長 330 名、元市長 1 名と議員 1,945 名に対する保護処置が取られた。

法律により、任命制の政府の役職の少なくとも 30%は女性を起用することと及び政府は国会に対して、毎年、高レベルの政府役職に女性が占める割合を報告することが規定されている。議席数 102 の上院では女性 13 議席を占め、議席数 166 の下院では女性が 17 席を占めている。内閣では 13 名の内 5 名が女性で、最高裁判所では 23 名の内 2 名が女性である。

先住民族は割り当てに従って、上院では 2 議席、下院では 1 議席を占めていた。内閣の閣僚と国の上級裁判所に先住民族出身のものはいなかった。

アフリカ系コロンビア人は上院では 2 議席、下院では 7 議席を確保し、内 2 議席は割当分であった。内閣では 1 席はアフリカ系コロンビア人が確保したが、上級裁判所では皆無であった。

政府の汚職と透明性

公職の汚職に対しては法律では刑事罰の適用が規定されている。そして政府は積極的に政府の汚職事件の告発を行った。しかし、役職者は時には処罰を受けない不正行為を行っていた。世界銀行の世界規模の統治指数によればこの国の政府の汚職は問題であった。麻薬密売の収入が汚職行為を悪化させていた。

1 月に、検察当局は、ラ・グアヒーラ県県庁の職員 2 名を不法に年金の操作を行って 150,000 ドル(3 億ペソ相当)以上を政府から詐取したとして告発した。

司法と平和法の適用によって政府と治安部隊の汚職と民兵組織との結びつきを公表し、ウリベ大統領は最高裁判所へ有罪の公務員を処罰するよう促した。大統領は、国会議員と上層の政府職員の調査を行う権限のある最高裁判所調査部門へ引き続き財政的支援を行った。

政治家と民兵組織との結びつきについての最高裁判所と検察当局の調査により国会議員 52 名、県知事 11 名と市町村長 19 名の関与が判明し、年末では、国会議員 18 名、市町村長 14 名と県知事 2 名が投獄された。12 月 19 日には初当選の現職国会議員エリク・モリスが民兵組織との関係で告発され、6 年の禁固刑と 480,000 ドル(9 億 6 千万ペソ相当)の罰金刑の判決を受けた。

2006 年 1 月、総括査察官オフィスがメタ県県知事エデルベルト・カストロ・リンコンの調査を開始した。容疑は個人的な選挙の利益を得るために公費を流用したことであった。調査員によれば、リンコンは県知事当選直後の 1 か月足らずの間に県予算の 28%相当の契約書に署名していた。総括査察官のオフィスはリンコンが関わる 7 つの異なる調査を実施し、内 3 件について彼を告発した。

2006 年 12 月、上告裁判所は、 balan キリヤ市市長グイジェルモ・オエニグスベルグを、現在犯罪審理中の一部である balan キリヤ市庁舎の改築費用の予算超過について、自宅軟禁を命じた。オエニグスベルグは引き続き使い込みと公的契約の詐欺行為で調査されている。

2006 年 12 月、総括査察官のオフィスがカリ市市長アポリナ・サルセドを公共契約からのリベート受領の罪で告発し、以後 16 年間の公職勤務を禁止した。5 月には、総括査察官のオフィスが、更にサルセドを汚職の罪で告発したが、同氏の公職勤務停止期間の 16 年を 14 年に減じた。サルセドは上告し、年末では判決は審理中であった。

法律の規定により、公務員は年間資産公開の届が義務とされている。

政府情報の一般からのアクセスは法律に保障されている。そして政府は一般的に実施面で政府情報を提供している。政府情報へのアクセスに要する費用は手が出ない程高いことでは無いにも関わらず、下級公務員は情報へのアクセスに際してわいろを請求しているとの報告があった。

第 4 部 人権侵害疑惑の国際と NGO の調査に関する政府の考え方

広範囲の国内及び国際人権グループは、一般的に政府の制約無しで、人権事件の調査を行い、そして調査で判明した事実を出版している。一般的に政府職員はそれらグループの見解には協力的で理解を示しているが、NGO 側の申し立てでは、ウリベ大統領を含め、上層幹部から寄せられる反論により、不法な武装グループによる報復を招く危険にさらされているとのことであった。6 月には、NGO 団体「人権が先」は、検察官が、市長の罷免を要求している人権傘組織の役員イバン・セペダを、中傷と侮辱の容疑で調査していることに対して懸念を表明した。セペダとその家族は生命に及ぶ脅しを数多く受けている。多くの国内 NGO 団体では、政府が、特に激戦が行われている地域では、独断的に人権活動家を逮捕し、そして拘束していると主張している。

ウリベの行政機構では NGO との対話を継続し 2007 年では数回の会合を持ったが、NGO 側は

政府職員との会合の設定が困難であることと、質問に対する即時の回答が得られないことに苦情を申し立てた。

数千の人権と市民団体の NGO が国に登録されているが、その大部分は有名無実である。地方の人権 NGO は広範囲の影響力を有していた。各国内団体での情報交換を実施し、その得られた情報を国際人権組織とマスコミへ伝達することによって、自国の人権運動の業績をより多く示し、そして国際的な注目を浴びる段階まで持ち上げている。

政府と有名国内人権グループは人権状況の評価と分析において意見を異にしており、その見解の相違に基づいて相互不信が生じた。政府は、一部の人権活動家はテロの支援に繋がる活動を行っているとは主張した（第 1 部 e 参照）。人権グループは政府に対して「誹謗と侮辱」の不法行為の条項を刑法から削除するよう要求し、イバン・セペダとプリンス・ガブリエル・ゴンサレス・アランゴに対する告発は政府が人権擁護者を苦しめるための攻撃の実例であると言及した。検察当局は、裁判の結果民兵組織から脅しを受け、政府の保護下に置かれているゴンサレス・アランゴの無罪宣告の上告を行っている。

NGO 団体の「コロンビア法学者委員会 (CCJ)」によれば、2007 年に 5 名の人権活動家が殺害された。CCJ はその殺人の責を民兵組織にあるとしたが、その加害者が民兵組織の解体に賛同したメンバーか又は解体に拒否を表明した者であるかどうか見極めることが出来なかった。

幾つかの NGO 団体は新たに構成された犯罪グループから e メールによる脅迫を受けた。UNHCHR はその脅しに関して懸念を示し、政府はそのグループを非難し、検察当局による調査が年末ではまだ継続されていた。

人権グループからコンピュータや電子データの窃盗の報告が幾つかあった。6 月 2 日に NGO 団体の「友情調整団体」が盗難に遭い、被害者の情報の入ったコンピュータが 3 台盗まれた、ただしテレビ、現金、パスポートのような貴重品は手付かずであった。6 月 14 日、NGO 団体の「ジュスタパス」のオフィスが盗難に遭った。証人と警備員は 2 人の男性がコンピュータを抱えてビルから走って逃走しているのを目撃している。国家警察はその盗難事件に関して逮捕状を保持している。10 月 21 日、複数の身元不明者が「コロンビア福音伝道協議会」のオフィスへ押し入り、3 台のコンピュータを盗んだ。この事件の調査は年末時点で継続されていた。

2007 年では 537 名以上の人数の人権活動家が政府のプログラムによって保護された（第 2 部 a 参照）。政府は 2000 年以来 94 か所の NGO 団体のオフィスの防備を強化している。

政府は国際組織と協力している。国際組織の UNHCR、IOM、「国際労働組織(ILO)」、UNHCHR 及び ICRC は各々この国では活動的な存在であり、政府の干渉無しで活動を継続した。

政府は、人権擁護活動の改良に関する UNHCHR の推薦事項に応じる目的で今まで取った手段について UNHCHR、国内の NGO 団体及び各国の使節との会合を続けた。UNHCHR と国内 NGO 団体は、幾つかの提案に対する政府の進歩を認めながら、年末時点で政府がほとんどの提案を完全には実施していない、と報告した。9 月、政府は UNHCHR の委任を 3 年間延長した。

「全国人権オンブズマン」の組織は独立しており、報告は総括検察官へ提出され、人権擁護の促進と実施に対しての責任を有している。政府は一般的にオンブズマンと協力した。オンブズマンのボゴタ事務所は、以前は特に大量の殺戮に関して、人権侵害の発生を公共の治安部隊へ知らせる全国早期警報システムの本部であった。この事務所は活動資金が不足し、人手も十分でなく効果的に人権侵害を監視する能力に限界があった。地方の人権オンブズマンは常に不法な武装グループからの脅しを受けている。

副大統領の権限に委ねられ、運用されている「人権の大統領のプログラム」は、全国の人権政策と人権の促進又は保護を目的とする政府事業体の活動と協調する。そしてそのプログラムは、人権の条件に関して国内 NGO 団体と国際 NGO 団体及び外国政府との対話を行う初の政府の取組みである。そのプログラムによって「人権オブザーバー」という雑誌が発行され、その内容は国内の各地域における主要な人権問題と人権状況の分析を提供している。

上下両院において各々人権委員会が設立されている。この人権委員会は人権問題を議論するフォーラムを提供するが、しかし法律を立案する権限は与えられていない。

司法と平和法を実施する 2006 年の宣言に続いて、検察当局は、解体に応じた民兵組織のメンバーの自発的な供述の取得を開始したが、その過程で被害者の参加を促した。司法と平和法の実施により 3,000 件以上の犯罪が解明され、その解明により 1,009 か所の墓地から 1,196 の遺体が掘り起こされた。自発的な自供から、2 名の国会議員と 1 名の県知事を含む、政治家と民兵組織部隊との結びつきの調査が誘発された。

89,000 名以上の被害者が司法と平和法の検事や調査員に情報を提供したが、OAS は実際の裁判への被害者参加の承諾を得る際の問題を指摘した。OAS のレポートによれば、被害者は裁判について虚報を受けたり、又はほとんど情報を得られず、しかも殺人、脅しや威嚇に影響を受けやすく、従って政府の努力はまとまらなかった。「全国調整と補償委員会」はシ

ンセレホ、バランキラ、バカラマンガとメデジンの各市にセンターを開設した。各センターでは、被害者のために情報が一か所で用が足りるようにし、そして被害者に法律と精神的な支援を行った。検察当局は遠隔地に居住している被害者とのアクセスを容易にするために 24 時間連絡できる電話のホット・ラインを創設した。9 月 18 日に国務及び司法省は民兵組織の犯罪を告発したり、又は司法と平和法の適用で補償を求めるおよそ 70,000 名の被害者を守るための総合プログラムを開発する法令を発行した。

第 5 部 差別、社会的虐待と人身売買

法律では人種、性、身体障害、言語又は社会的地位に基づいた差別を特に禁止しているが、実施面ではこれらの禁止事項の多くは実行されなかった。

女性

法律で禁止されているにも関わらず、配偶者による強姦を含め、強姦は重大な問題として残されている。暴力的な性的虐待に対しては、法律では、8 年から 15 年の禁固刑の判決が規定されている。配偶者による暴力的性的虐待に対しては、6 か月から 2 年の禁固刑が科せられ、抑止命令に背く者には執行猶予又は保釈が認められない。14,299 件の強姦を含む性犯罪についてレポートを出した「法医学と科学捜査協会」では、多くのケースが報告されていないと示唆した。新規の不法グループとゲリラは、敵と親密にしたり、売春を行ったり、婚外の性交渉を持ったり、行動規範又は服装規定に違反した女性や子供を強姦や性的虐待及び時々性的損傷を与えた。ICBF は性的暴力を受けた被害者に対して心理社会的、医学的と法律的な援助を提供した。

法律で禁止されているにも関わらず、配偶者による強姦を含め、ドメスティック・バイオレンスは深刻な問題として残されている。司法機関は虐待者を家庭から他所へ移したり、治療や再教育を行ったりできる。もし虐待者が深刻な危害を与えたり、虐待が頻発して起きる場合には、法律により禁固刑を課すことが出来るが、罰金に関する規定は適用されない。「法医学と科学捜査協会」のレポートでは、2007 年の最初の 7 か月間に女性に対するおよそ 26,260 件のドメスティック・バイオレンスの事件が発生したが、しかし注意を注がれたのはそのうちの僅かな割合である、としている。法律での規定では、政府はドメスティック・バイオレンスの被害者に対して、身体的及び心理的な虐待からの即時の保護を施すことになっている。ICBF は被害者へ隠れ家の提供やカウンセリングを行ったが、その問題の規模の大きさに比べると ICBF の対処能力ははるかに小さく見えた。更に、伝統的な家族相談機能を充実させるために、ICBF 家族オンブズマンがドメスティック・バイオレンス事件を取り扱った。「人権オンブズマン」オフィスが、ドメスティック・バイオレンスの法規

の適用を推進するために地域訓練講習会を開催した。

大人の売春は指定の「許容地区」では合法である。しかしその地区の実施や地区への制限は困難のままであった。売春は広範囲に及んでおり、貧困と強制退去により増幅している。セックス観光（Sex Tourism）は限られた範囲で存続し、特にカルタケナとバランキラなどの沿岸都市において行われており、そこでは結婚やデート・サービスがセックス観光の隠れ蓑となっている。セックス観光の組織や提供は法律で禁止されており、罰則は3年から8年の禁固刑である。性的搾取のための女性の人身売買は引き続き問題である。

私企業と公共機関の両方に適用される 2006 年の法律は、セクシャル・ハラスメント、暴言、愚弄、挑戦と差別などの職場における嫌がらせを止めさせたり、罰則を加えたりする手段を提供している。それにも関わらず、セクシャル・ハラスメントは蔓延する問題として残されている。

女性は男性と同じ法律上の権利を有するが、女性に対する差別は存続している。女性は雇用の差別を受け、失業では不均衡な影響を受け、そして給与の金額は、一般的に、受けた教育や経験とは不適合である。地方の女性の就業者は、主として、給与の差別と失業に影響を受けている。

女性の平等のための大統領顧問は、女性に対する差別と闘う主要な責任を負っている。その顧問は、女性でマイクロビジネス（注：極小単位の仕事）の企業家及び戸主の仕事を助けるために有利な借入を可能とするプログラムを立ち上げた。2007 年には、政府は女性に合計金額が 8,350,000 ドル（167 億ペソ相当）、8,965 件のマイクロクレジットの貸付を行った。NGO 団体でサントンデル県バランカベルメハ所在の「大衆女性機関」やアンティオキア県メデジン所在の「女性平和の道委員会」は、特に平和的なイニシアチブを通じて女性の参加と平等を推進した。

2006 年 1 月、国会では、「性別問題の観察機関」を創設し、性の平等の監視と改善、セクシャル・ハラスメントを含む職場のハラスメントを失くす法律の成立を目的とした。その機関の効果については何も情報は得られなかった。

2006 年 8 月、政府は、「女性の権利擁護の全国プラン」という出版物を発行し、その中でドメスティック・バイオレンスと戦う方法、離婚後に女性の権利を強化する方法、及び職場において女性を守る方法など 116 項目を概説している。

子供

政府は一般的に子供の権利と福祉に責任を有している。ICBF は政府の全ての子供の保護と福祉のプログラムを監視し、そして子供に恩恵を施す目的の非政府系のプログラムに資金を提供している。

公的教育は 18 歳まで提供され、普遍的で、義務的で、15 歳までは無料である。「全国統計部門(DANE)」の推定では、6 歳から 15 歳までの子供 900 万人以上が通学をした。政府は初等教育の基準原価のおよその費用を負担した。しかし、家族は教科書と学用品、交通費及び 15 歳以降の入学保証金を負担する。これらの費用は、特に地方の貧困者にとっては、多くの場合、法外に高額であった。政府によれば、4,750,000 名の子供が公立と私立の学校に通学し、211,000 名の子供は、主として、フルタイム又はパートタイムで仕事をしているために通学をしていない。

政府は少年と少女に均等な医療を施しているが、しかし、特に地方では、医療施設が広く存在していないために利用できないこともあった。

子供の虐待は深刻な問題である。「法医学と科学捜査協会」のレポートでは、2007 年におよそ 7,028 件の子供虐待の事件があった。また同協会の推定では、報告された性的犯罪の 16,891 件の内のおよそ 42%は子供に対する性的虐待であり、その大部分は 14 歳未満である。

総括査察官のオフィスによるレポートでは、3,588 名の未成年者が性的職業に就業していると報告されたが、しかし、他の多くの件が未報告である。子供は性的搾取のために売買されている。

法律では 18 歳未満の公共治安部隊への就業は禁止されており、政府はその法律に従っている。ただしゲリラは、強制して子供を徴用し、兵士として使用している（第 1 部 g 参照）。

2002 年の UNICEF の調査では、およそ 83%の子供兵士が自発的に先ずゲリラに、それから次に AUC 民兵組織に志願しており、その理由は限られた教育的、経済的機会によるものであり、また受容及び同志愛への渴望によるものである。それにも関わらず、多くの子供がゲリラや民兵組織にいることに困難を感じ、国防省のレポートでは不法武装グループから逃亡する未成年者の数は増加している。2007 年には、少なくとも 709 名の子供（内 494 名は元 FARC のメンバー）が国家の治安部隊に投降し、後に元子供兵士の社会復帰プログラムを運用している ICBF へ移管された。

UNHCR のレポートでは、74%の国内強制退去者（IDP）は女性と子供であった。強制退去を経

験した子供は身体への虐待、性的搾取及び犯罪者による徴用には脆弱であった。

人身売買

法律では人身売買は禁じられているが、国内から、国内を通じてそして、国内の中での人身売買が報じられている。

この国は、主として、性的及び労働の目的での人身売買の主要な供給源である。9月現在でIOMの人身売買阻止ホットラインでは人身売買に関する244件の通話を受信した。子供と男子も危険に曝されているが、人身売買の被害者のほとんどは若い女性であった。目的地はベネゼーラ、エクアドル、エル・サルバドル、アルバ、パナマ、オランダ、チリ、コスタ・リカ、キューアラソ、イタリア、ジャマイカ、メキシコ、スペイン、日本、香港と米合衆国であった。性的搾取と強制労働を目的とした地方から都会への女性と子供の国内の人身売買は深刻な問題である。被害者は他の南米諸国からこの国を経由してヨーロッパや米国へ送られた。

多くの人身売買業者は、勤めた仕事の性的な面は明らかにしたが、働く条件、顧客、行動の自由と報酬についての情報は隠ぺいしていた。他の業者は自らをモデル業者と装い、あるいは結婚仲介サービスを提供し、あるいは学習プログラムを提供し、あるいは賞品として無料の旅行をうたってペテンの宝くじやビンゴを運営することによってその意図を隠蔽した。人材スカウトは高校、ショッピング・モールや公園の外でブラブラ歩き、若者を誘惑して、存在もしていない海外の仕事に応募させていた。IOMと国内のNGO団体は、ほとんどの国境を越えた人身売買は、その責は、国際組織の犯罪ネットワークにあると推定している。国内では、一部の不法武装グループと関連している組織的犯罪ネットワークが、性的搾取や集団での物乞いのための人身売買に責を負っており、そして武装紛争が多数の国内人身売買の被害者が生ずる脆弱な状況を作りだしているのである。

法律では、人身売買の犯罪に対しては13年から23年の禁固刑とその時の標準最低賃金の月額額の1,000倍の金額の罰金刑が課せられる。これらの罰則は、例えば、14歳未満の子供の人身売買の様な悪質な条件が加えられると、三分の一の増加が認められている。また、人身売買業者に対して、被害者の不法な拘束、まともな環境での就業の権利の違反、及び個人の自由の侵害に関する追加の罪状を挙げることができる。限られた情報源によって犯罪告発が妨げられたにも関わらず、検察当局は208件の人身売買調査事件を扱い、その内15件は告発に成功した。なお年末では44件が審理中であった。

IOMの協力を得て「全国反人身売買委員会（14社の代理団体の構成）」は、情報キャンペー

ンを準備し、政府系団体との情報交換を促進し、そして人身売買事件の監視のためのデータベースの実装を企画した。検事総長の反人身売買部門は国務と司法省と共同して人身売買との戦いを先導している。政府は、人身売買の調査について外国の政府と協力している。

コロンビアの在外公館は海外の被害者に対して法的援助及び生活保護を提供しており、そして IOM との共同作業で被害者の本国送還を行っている。IOM は、反人身売買に関係している政府系の機関の強化を図り、そして被害者を援助した。2007 年には、IOM は特定の人身売買事件について 285 名の公務員を訓練し、そして 30 の NGO 団体に意識改革の訓練を施した。また IOM は、被害者に対して職業訓練、雇用の斡旋、一時的な緊急避難所、必要な医療と精神的ケアと社会復帰の機会を与えた。反人身売買の NGO 団体「ホープ基金」は被害者に教育情報、社会的支援とカウンセリングを提供した。「復活基金(反人身売買 NGO 団体)」は子供の性的搾取の被害者に住居、心理社会的治療、医療と法的援助を提供した。

IOM は人身売買を防止し、そして違反者についての情報を得るために、全国のホットラインを宣伝するキャンペーンを立ち上げた。IOM は又大型ポスターを空港、バス発着所、諸外国公館と旅行代理店に設置しての人身売買の大衆の啓蒙活動キャンペーンの継続を行った。またラジオとテレビには専門家の作成した公共サービス情報を放送した。

障害者

法律では身体障害者と精神障害者に対する雇用、教育、医療又はその他の国家のサービスの提供へのアクセスの差別を禁止し、政府はこれらの禁止事項を効果的に強化した。障害者の公共施設へのアクセスに関しての制限を命じた法律は存在しない。身体障害者の投票所へのアクセスは法律により提供される。大統領の人権のプログラムは障害のある人々の権利を守る責任がある。

「コロンビア物理療法医学とリハビリ協会」のレポートによれば、障害からの合併症を予防するために適切な治療を受けている障害者は、障害者人口のおよそ僅か 15%に過ぎない。新聞報道によれば、首都ボゴタの障害者人口の 100,000 名の内、公共の教育施設にアクセスのある障害者は僅かに 7,000 名に過ぎない。

全国の人種構成

国勢調査によれば、およそ 4,300,000 名、又は全人口の 11%がアフリカ系である。しかし、一部の人権グループとアフリカ系コロンビア人組織は、アフリカ系コロンビア人の人口は 10,000,000 名ほどであると推定している。アフリカ系コロンビア人は、全ての憲法上の権

利と保護を甘受しているが、実際には明白な経済的、社会的差別を受けている。推定では75%のアフリカ系コロンビア人は貧しい暮らしをしている。そして乳児死亡率は全人口の死亡率の5倍であり、無学者の率は全国平均よりも30%も高い。アフリカ系コロンビア人の住民の最も高い率の県は「チョコ県」であり、その県の一人当たりの社会投資水準は最低であり、教育、医療とインフラは全部の県の最後尾である。新規の不法グループとFARCとELNゲリラがその県の麻薬と武器の密輸街道の支配のための闘争によって、住民は、全国でも最も激しい政治的暴力を引き続き経験している（第1部g参照）。

先住民族

憲法及び法律は全人口のおよそ2%を占める先住民族の根本的な権利に対し、特別に認識を与えており、政府は、彼らに影響を及ぼすであろう政府の行動に関して事前に先住民族と話し合わなければならない、と規定している。

法律により、先住民族は先祖代々の土地に永久権利を有する。伝統の先住民族当局は、およそ545か所の居留地（国全体の30%の面積に当たる）を地方自治の団体として、その各団体の役職を先住民族の伝統に従って選定し、管理している。しかし、多くの先住民族の団体は、主張している土地に法的な権利を持っておらず、そして不法な武装グループが、しばしば先住民族の土地所有権に対して暴力的に異議を申し立てた。「全国農業改良協会」は先住民族の所有に帰する土地を購入して、その土地を先住民族に戻すためのプログラムを行政的に処理しようとしている。

法律では、先住民族の土地において、伝統の団体の法律に基づいた特別の刑事と民事の司法を提供している。それらの司法の元で実施される裁判は、巧みな操作が行われ、そして、しばしば通常の民事法廷で下される判決よりも手ぬるいものであった。法律によって、子供の教育に関しては、伝統の言語と文化と宗教的な習慣に基づいて行われている。先住民族の男性は国家の徴兵の対象にはなっていない。

先住民族のリーダーは、政府の治安部隊が、先住民族の居留地へ時折駐屯することに関して苦情を申し立て、その居留地の中あるいは周辺で不法な武装グループ及びゲリラに対する軍事行動をとる場合には、事前に協議をしてほしい旨懇願した。政府は、保安の都合上、ほとんどの場合には、事前に軍事作戦を通報することができないと通告し、しかし可能な場合には事前に通告を行った。法律では先住民族の居留地への政府の治安部隊を配置することを認めている。しかしながら国防省の幹部は治安部隊に対して、特に軍事と警察の作戦中は、先住民族の品位を尊重するように指示を下した。

国務と司法省の先住民族行政事務所は、先住民族の領地、文化と伝統的な権利を守る責任が任じられている。同省の代表は国の全ての地域に駐在し、そして他の政府系の人権組織と NGO 団体と協力して先住民族の利益を増進し、そして先住民族の権利に対する侵害を調査している。

特別な法的保護と政府の援助プログラムが実施されているにも関わらず、依然として先住民族の人々は差別に苦しみ、しばしば社会の辺縁で生活した。

国内の武力紛争の各陣営は、先住民族団体のメンバーに対して、継続的に被害を及ぼしている。3 月に UNHCHR は、民族グループ、特に先住民族とアフリカ系コロンビア人が、国内の武力紛争の結果として急速に弱体化していると報告した。ONIC のレポートでは、2007 年に、紛争によって 43 名の先住民族が殺害され、7,190 名が強制退去を余儀なくされた、と伝えている。

大統領の人権のプログラムは、2007 年の最初の 8 か月間に先住民族の人々に対する殺人 (28% 減)、誘拐 (25% 減)、強制退去 (54% 減) と強制移住は減少したと発表した。

2006 年 2 月と 3 月に、軍部の士官が先住民族団体のワユウ族のメンバーのロベルト・ソラノ・ウリアナとロレンソ・ラファエル・ソラノを殴打したとの申し立てに従って、年末現在、その調査が継続されていた。

2006 年 8 月に、ナリーニョ県リコルテにて、複数の覆面をした狙撃者によって、チンブサ先住民族居留地の元知事を含み、5 名のアワ先住民族団体のメンバーが射殺された。検察当局の調査により 11 名の容疑者が特定され、その内 6 名が軍部の士官で、5 名は民間人であった。当局はその内の 7 名を拘束し、残りの 4 名を捜索中である。

UNHCHR は、先住民族団体に対する脅しや暴力を非難し、先住民族グループに対する人権侵害に関する政府の調査は不十分であると見なし、そして政府がもっと先住民族の保護に努力するよう要請を続けた。

第 6 部 労働者の権利

a. 結社の権利

法律では、組合を組織する権利を認めており、そして政府は一般的に実施面でこの権利を尊重している。しかしこの法律は軍部又警察のメンバーには適用されない。組合の数と組

合員の数も減少している。およそ 742,000 名の就業者(労働人口 18,200,000 名の 4%相当)が組合員である。労働人口のほとんど 60%は公式部門で雇用されている。

労働法では、組合員になる可能性のある人々から 25 名分の署名を集め、そして登録の手続きを進めれば、自動的にその組合が承認される。既設の組合からの苦情では、この手続きには時間が掛り、特に切り花の部門では顕著であるが、その手続きの遅滞は組合登録を妨害しているとした。一部の組合のリーダーの苦情では、組合を設立する過程は、長期の役所仕事であり、その組合が正式に設立される前に、しばしば組合の組織者が解雇されることがあった。5 月 24 日、MSP は解決策を発表し、組合の登録の申請に対する役所の返答は現在の 15 日以内から 2 日以内とし、その申請が拒絶された場合は、その申請書の変更に 2 か月間の猶予を与えた。MSP は受理した全ての申請に対して 5 日以内にその下した判定を相手に通告することを要し、もし役所側で音沙汰がなければ、その申請は認可されたとされた。MSP の役人はこの規則に必ずやることができない場合には懲罰の対象とされた。

2006 年 6 月に締結された政府、労働組合連盟と企業グループによる 3 者の契約に従って、1 月、ILO の駐在代表が、コロンビアに ILO の事務所を設立するために同国に到着した。10 月に政府は 4,000,000 ドル(80 億ペソ相当)を ILO の事務所に移し、3 者契約に含まれている特別な企画である女性、青年と強制退去者の雇用機関の設立を焦点とし、労働問題に関する社会的対話を実行するための資金とした。加えて 3 者は、5 月の大統領選挙の前に労働組合の代表からボイコットされていた「全国労働と給与調整委員会」の復帰に同意した。また 21 年振りに初めてコロンビアの国名を ILO の「労働基準の適用を要する国」のリストから外した。

FARC と ELN のゲリラ及び新規不法グループは、政治的な理由で、継続して労働組合員を標的とした。しかし、一部の組合員の殺害は、強盗事件、国内の論争と他の非政治的な動機が原因であった(第 1 部 g 参照)。組合員に対する暴力行為と反組合の差別によって一部の職務者は組合への加盟や労働組合活動に関係することを思いとどまった。MSP によれば、2007 年に、組合加盟の教師を含めて、26 名の労働組合員が殺害され、比較として 2006 年には 60 名が殺害された。労働者の権利の NGO 団体「全国労働大学(ENS)」によれば、2007 年には 39 名の労働組合員が殺害され、比較として 2006 年に殺害されたのは 72 名であった。ENS と政府側との数字の違いは、ENS は労働組合員として、組合の顧問、引退して活動していない組合員と地方団体組織のメンバーを労働組合員として勘定に入れたからである。

不法武装グループの暴力の被害者組合員としては、教師が一番多い割合を占めた。ENS のレポートでは、2007 年に、計 24 名の組合の教師が殺害され、内 4 名はリーダーであった。一方 MSP は、計 18 名の組合員教師が殺害され、内 3 名がリーダーであったと発表した。

2007 年の終りに、検察当局は新たに部門を設け、検事 13 名と調査員 78 名を配属し、労働組合員に対する暴力事件を専門に追及する段取りを設け、その仕事は 1 月から開始された。2006 年 10 月、検察当局は 3 つの最大の労働組合との共同作業で、組合員に対する暴力事件の内 187 件の最優先事件を確認した。年末には、187 件の内 3 件が告発され、その結果 25 名の犯罪者を有罪にして刑務所に収容した。その新規の部門は事件の内 10 件を告発し、関係者 17 名が有罪判決を受けた。

2001 年の USO 代表者サラ・マルゴの殺人に関し、法廷は元 AUC のリーダー、サルバトーレ・マヌクソと 2 名の他の民兵組織メンバーに判決を下した。特別労働専門の判事によりマヌクソは 40 年の禁固刑を言い渡された。

検察当局の新規の労働者調査部門による重要な進展を知って、組合のリーダーは労働者に対する暴力行為を起こす犯罪人の刑事免責を終了させるためにその部門の増員を懇請した。しかし、検察当局によれば、告発に導いた事件の大半は被害者の組合との関連が原因では無く、例えば強盗のような通常の犯罪や個人間の争いが主要な動機であるとのことであった。被害者の組合との関連が主要な動機となった事件は全体の僅か 15%であったことが裁判所の調べで明らかとなった。

政府は脅迫を受けた組合員の保護プログラムを引き続き継続し、2007 年では 1,900 名以上の組合員の保護処置が取られた。

法律では反組合差別を禁止しているが、ILO が長期に渡って批判してきた問題は依然として残っている。これには、合法的なストや仕事の停止に関係した労働組合指導者の解雇、重要と判定されない公共サービスの広範囲のストの禁止及び労働争議に関してそれを終了させるための政府の強制仲介が含まれる。政府側はこの ILO の苦情に対して反論をした。

b. 労働者の団結と団体交渉の権利

法律で労働者は団結する権利及び団体交渉の権利が保障されており、政府はこの権利を私企業には認めたが、しかし、公共部門では団体交渉は完全には実施されなかった。組合は、全体の組合員の内団体交渉権の契約を有するメンバーは 150,000 名より少ないと発表している。高い失業率、大きな非公式の経済部門の存在、伝統的な反組合の態度及び組合リーダーへの暴力行為によって組合の組織化を困難にしている。全ての部門において、脆弱な組合組織が労働者の交渉力を制限していた。

個人の労働者と雇用者との間で締結された労働契約は、団体交渉の対象にはされなかった。組合が無い場合や組合員の数が全従業員の三分の一以下の場合には、雇用側は給与や労働条件についての交渉をいつでも行うことが出来る。組合のグループは、合法的であるが、雇用者は個人との労働契約を使用して組合の組織化を妨害していると苦情を述べている。実践面では、組合が団体交渉の条件を提示すると、雇用者は個々の労働者により良い条件を示し、組合を脱退して個々の契約を結ばせて、その結果団体交渉に関する組合の能力を弱体に行っている。

労働者の共同組合の伸びとその普及により団体交渉の減少をもたらしている。労働者共同組合は経済共同組合の指導監督者に登録を要する。そして推定では 400,000 名以上の労働者を抱える共同組合はその数が 3,000 以上である。労働者共同組合は待遇については、伝統の労働者と同様の最低賃金、医療と退職手当とした。

多くの共同組合はその下請けの組合を構成していた。そして一部の 경우에는、私企業の部門では労働者に強制して共同組合を結成させ、そして雇用者の方がこの共同組合の日常の経営に携わっている。政府は労働権利の違反者に罰則を課することができるが、再犯の違反者を締め出す力は無かった。実施面では、名目上の罰則を政府が違反者に課しても、説得して止めることが出来なかった。2006 年の政府の命令では、労働者共同組合を労働者の下請けとして起用することを禁止し、そして不法な共同組合に対する最高額の罰金額を高く設定した。

法律によりスト権は保障されている。そして労働者はこの権利を実施面で行使した。しかし、軍部、警察及び「必要不可欠な公共サービス」に携わる人に対してストは禁止されている。政府は、2007 年に起きた 7 つのストに関して、計 941 件の仕事の停止があったにも関わらず、違法であるとは宣言しなかった。ただし 1 件は違法なストと宣告された。

ストを実施する前に、公共部門の組合は指定された法的規則に従って、雇用者と現場の当局へ事前の通告が必要である。法律では、スト破りの使用は禁止されている。公務員のスト禁止の法律はしばしば無視された。法律では、公務員は合意に達することができない場合には強制仲介の受け入れが規定されている。

輸出の特別区に対しては、通常の労働法以外の特別法や除外規定は存在していない。全国の 15 か所の自由貿易地区では労働法が適用され、そしてその基準が強化された。

c. 強制労働の禁止

法律により、子供を含む、強制労働は禁止されている。しかし、実際には強制労働が行われているとの報告がなされている（第 6 部 d 参照）。

新規不法グループ及び FARC と ELN のゲリラは、強制徴用を実行した。また売春では、強制労働が用いられた。FARC と ELN のゲリラと新規不法グループは、子供労働を含む強制労働を政府の管轄外の地域で用いた（第 1 部 g 参照）。

d. 子供労働の禁止と雇用の最低年齢

雇用

職場では子供の利用を保護する法律は存在するが、子供労働は、特に非公式の部門では、重大な問題として残されている。ICBF のレポートによれば、少なくとも 2,500,000 名の子供労働人口の内、推定では公式部門で働いているのは、20%に過ぎない。ICBF のこの件（2001 年）での最近のレポートでは、25,000 名の子供の性的労働者が推定されている。

雇用の最低年齢は 15 歳である。15 から 17 歳までの未成年者は MSP の地区検査部門からの承認が必要である。15 から 17 歳は 1 日 6 時間、週に 30 時間まで、そして午後 6 時以降の労働は禁止されている。17 から 18 歳は 1 日 8 時間、週に 40 時間まで、そして午後 8 時以降の労働は禁止されている。最低年齢には例外は無い。15 歳以下の未成年者で芸術、文化、リクリエーション又はスポーツの活動をする者は地区検査部門からの承認が必要である。しかし、その承認には労働の最大時間数と特定の労働条件が規定される。例えば、15 歳以下の未成年は週に 14 時間を超える活動は許可されない。

労働の最低年齢の設定は基礎教育の完了と一致している。しかし労働している子供の僅か 38%しか通学していない。全ての子供労働者は夜間の労働や身体損傷の危険や過度の熱、寒さ又は音のリスクのある環境での労働は禁止されている。子供は採掘と建設を含む特定の職場での労働は禁止されているにも関わらず、実際面ではこれらの禁止事項は無視されている。

不法な採掘現場で働いている子供の数は、推定で 10,000（DANE の推定）から 200,000 名（国営の採掘会社の推定）である。DANE によれば、子供はコカの摘み取り作業員又は不法な麻薬栽培の作業にも利用されている。子供は又兵士として FARC と ELN に徴用され、不法な労働や新規の犯罪グループとの戦いに用いられている。

公式の部門では子供の強制労働の報告は皆無であるが、数千名の子供は、FARC 又は ELN の

ゲリラ戦闘員又は新規不法グループ（第 1 部 g 参照）のメンバー、売春婦又はコカの摘み取り作業員として強制的に労働をしている。未成年者法では子供労働法の違反者は最低賃金規定の月額額の 40 倍までの罰金刑が規定されている。子供の生命を危険に曝すか、又は倫理観を脅威にさらす侵害に対しては、その該当する施設を一時的又は永久に閉鎖する罰則が適用される。

MSP の 276 名の全国の調査員は、定期的な検査によって、公式の部門（子供労働人口の約 20%を占めている）での子供労働法の強化に責任がある。しかし情報源の不足から有効な法の強化は不十分であった。ILO の協力を得て、政府は、子供労働を根絶し、働く青年を保護する全国計画に沿って、全国、地域と自治体の機関の互いの協力を促進するために努力を傾けていた。ILO の子供労働根絶の国際プログラムでは、子供を営利目的の性的利用から守る内容であり、一方「ワールド・ヴィジョン」と「アメリカ州パートナー」は、子供を子供労働の最悪な環境から救出するプログラムを運営している。

e. 容認できる仕事の条件

政府は毎年の 1 月に、賃金交渉の基準となる同一最低賃金を設定している。企業、組織労働者そして政府の各代表で交渉された最低月額賃金はおおよそ 205 ドル（433,700 ペソ相当）であり、前年の 6.3%の増額であった。もしこの交渉が失敗した場合には、政府は独自で最低賃金を設定することが出来る。ただしこの全国の最低賃金では、標準家族の 4 名の必要とするバスケット 1 杯分の食料品の購入には不十分な金額である。更に、非公式部門で最低賃金を強制することは困難である。

労働法では、通常の週の労働時間は 48 時間で、その週の間に 8 時間の最低休息時間が設けられている。同法では労働者が通常の週労働時間の 48 時間を超えて働いた追加の時間と、日曜日の労働に対して報奨金を受領できると規定されている。義務的なオーバータイム労働はその会社にとってその労働が不可欠である特定な場合にのみ許可される。

法律では、労働者の職業的安全と健康について、MSP が定期的な検査で強化された、総合的な保護を規定している。しかし、政府検査員の不足、不十分な安全対策の自覚及び組合の不十分な配慮が結果として高い産業事故率と非衛生的職場環境が生まれている。非公式部門の労働者は、時には、身体や性的侵害を受けている。労働法では、労働者は、継続する雇用関係を損なうことなく、危険な職場環境から離脱する権利を行使できると規定されており、政府はこの権利を強化している。非組合員は、特に農業そして一部の切り花部門では、若し侵害に苦情を申し立てると、仕事口を失ってしまう恐れから、危険な職場で仕事を継続していると説明している。しかし、花の栽培者協会では、最近、環境と労働者の安

全について自発的な改善を行い、そして殺虫剤の使用量を 60%以上削減したと発表している。